

第2期

湯浅町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

湯浅町

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行等、社会構造の変化によって子ども・子育てを取り巻く環境は変化し続けており、課題も複雑化・多様化しています。

国においては、平成27年に開始された子ども・子育て支援新制度の下、幼児教育・保育及び子育て支援の量的拡充と質の向上等の取組が推進されてきました。令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が始まり、子ども・子育て支援の更なる充実が図られているところです。また、近年、社会問題化されてきた



「子どもの貧困」については、令和元年9月に「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが図られたところです。

このような経緯の下、本町においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、基本理念である「子ども一人ひとりが輝き、温かい心を育むまち 湯浅町」の実現に向けて各施策に取り組んでいくとともに、本計画で新たに盛り込んだ「子どもの貧困対策」についても、社会全体で課題を共有し、解決に向けて取り組むという考えの下、各施策の推進を図るものとします。

今後とも本町の子ども・子育て支援の充実に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました湯浅町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただきました関係者の皆様並びにアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

湯浅町長 上山 章善

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠	2
3 計画の期間	3
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 第1期計画の主な取組状況	4
2 課題のまとめと今後の方向性	12
第3章 計画の基本理念と施策体系	15
1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	15
3 施策体系	16
第4章 施策の推進	17
1 子どもが輝ける環境づくり	17
2 温かな心を育む地域社会の実現	22
3 住民同士が支え合える地域コミュニティの確立	25
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	29
1 教育・保育提供区域	29
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	29
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	31
第6章 計画の推進に向けて	37
1 推進体制	37
2 計画の評価・確認	37
3 近隣市町や県との連携	37
資料編	38
1 統計資料からみる概況	38
2 ニーズ調査結果	49
3 湯浅町子ども・子育て会議条例	58
4 湯浅町子ども・子育て会議委員名簿	59
5 湯浅町子ども・子育て支援事業計画策定経過	60

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しています。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年に定められ、その内の1つである「子ども・子育て支援法」において、都道府県及び市区町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向けて、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等を講じていくことが掲げられました。また、同年に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、令和元年10月には、「改正子ども・子育て支援法」が施行され、重要な少子化対策の1つとして、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育費用の負担軽減を図るとともに、すべての子どもに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

子どもの貧困対策については、令和元年9月に「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することや、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じること等が掲げられました。

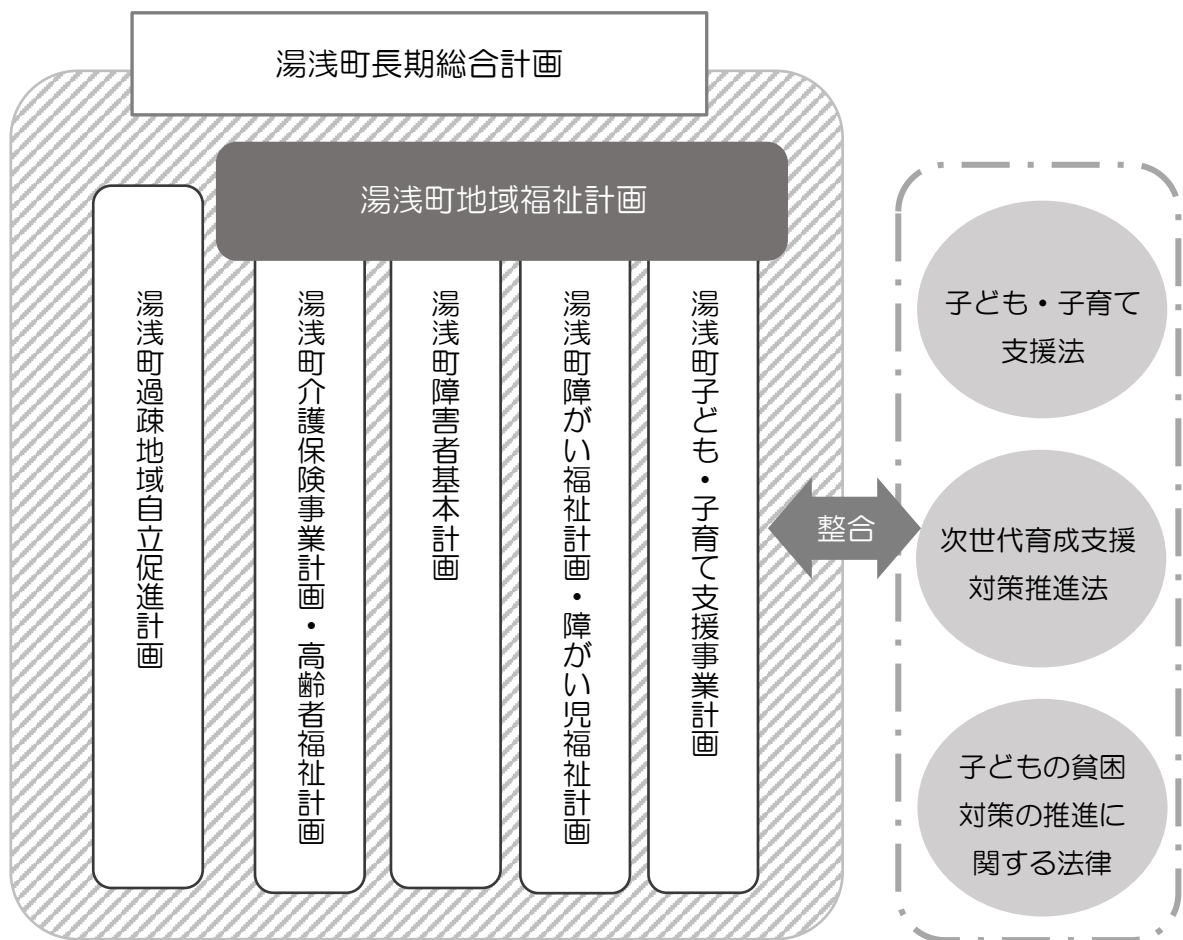
湯浅町（以下、「本町」という。）においては、平成22年3月に「湯浅町次世代育成支援行動計画（後期計画）」、平成27年3月に「湯浅町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

このたび、第1期計画の計画期間が令和元年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」の内容を含むものとしします。

本町における様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、本計画は、町の上位計画である「第三次湯浅町長期総合計画（後期基本計画）」、福祉関連計画の上位計画である「第3期湯浅町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の進捗状況の確認・検証を行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
湯浅町子ども・子育て支援事業計画					第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画				
				次期計画 策定					次期計画 策定

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 第1期計画の主な取組状況

(1) 第1期計画の主な事業実績

①教育・保育

■教育【1号認定】

※教育【1号認定】内の2号は、2号認定のうち教育の利用希望が高い人を示しています。

(単位:人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
計画値	量の見込み	93	18	91	18	91	18	85	17	85	17
	確保の内容	100	20	100	20	100	20	100	20	100	20
実績値		90		89		88		43		24	

幼稚園・認定こども園（1号認定）での受け入れについて、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っています。また、平成27年度以降、実績値は減少し続けています。

■保育【2号認定】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	179	176	175	164	164
	確保の内容	209	209	209	209	209
実績値		207	199	193	186	208

保育所・認定こども園（2号認定）での3～5歳児の受け入れについて、いずれの年度においても実績値が量の見込みを上回っています。平成27年度から平成30年度にかけて、実績値は減少していましたが、令和元年度は増加しています。

■保育【3号認定（0歳児）】

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	26	25	25	24	24
	確保の内容	26	26	26	26	26
実績値		5	4	5	4	8

保育所・認定こども園（3号認定）での0歳児の受け入れについて、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っています。

■保育【3号認定（1・2歳児）】

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	108	108	106	105	102
	確保の内容	110	110	110	110	110
実績値		96	108	86	77	71

保育所・認定こども園（3号認定）での1・2歳児の受け入れについて、平成28年度を除き、実績値が量の見込みを下回っています。

②地域子ども・子育て支援事業

※令和元年度の実績値は確定していないため、「－」で表記しています。

■延長保育事業

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	44	44	43	41	41
	確保の内容	44	44	43	41	41
実績値		71	47	64	74	－

延長保育事業は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを上回っており、40～70人台で推移しています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

（単位：人）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の 見込み	低学年	58	56	56	58	57
		高学年	44	44	43	41	40
		合計	102	100	99	99	97
	確保の内容		102	100	99	99	97
実績値							
	低学年		49	46	55	72	46
	高学年		25	22	22	22	25
合計		74	68	77	94	71	

放課後児童健全育成事業（低学年）は、平成 30 年度を除き、実績値が量の見込みを下回っており、50 人前後で推移しています。

放課後児童健全育成事業（高学年）は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、20 人台で推移しています。

■子育て短期支援事業

（単位：人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	5	0	—

子育て短期支援事業について、第 1 期計画では利用ニーズがなかったため、計画値を設けませんでした。平成 29 年度に 5 人日の利用がありました。

■地域子育て支援拠点事業

（単位：人回）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	4,632	4,632	4,536	4,452	4,344
	確保の内容	4,632	4,632	4,536	4,452	4,344
実績値		1,017	1,251	871	807	—

地域子育て支援拠点事業は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、その値は減少傾向となっています。

■一時預かり事業

【幼稚園での預かり保育】

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5,288	5,198	5,179	4,850	4,850
	確保の内容	5,288	5,198	5,179	4,850	4,850
実績値		1,909	1,443	1,367	233	—

一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っています。平成 30 年度より湯浅幼稚園が認定こども園になったことから、実績値は平成 29 年度から平成 30 年度にかけて大きく減少しています。

【保育所での一時保育】

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	289	288	283	274	269
	確保の内容	289	288	283	274	269
実績値		71	101	118	137	—

一時預かり事業（保育所での一時保育）は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っていますが、その値は増加傾向となっています。

■病児・病後児保育事業

(単位:人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	456	452	447	428	423
	確保の内容	456	452	447	428	423
実績値		63	104	79	96	—

病児・病後児保育事業は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、60～100 人台で推移しています。

■ファミリー・サポート・センター事業

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	—

ファミリー・サポート・センター事業は町内では実施していないため、実績値はありませんでした。

■妊婦健診事業

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	146	142	139	136	134
	確保の内容	146	142	139	136	134
実績値		91	65	63	85	—

妊婦健診事業は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、60～90人台で推移しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	87	84	82	81	79
	確保の内容	87	84	82	81	79
実績値		67	69	68	53	—

乳児家庭全戸訪問事業は、いずれの年度においても実績値が量の見込みを下回っており、50～60人台で推移しています。

■養育支援訪問事業

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		14	32	14	12	—

養育支援訪問事業について、第1期計画では利用ニーズがなかったため、計画値を設けませんでした。いずれの年度においても実績値は10人以上となっています。

■利用者支援事業

(単位:か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		1	1	1	2	2

利用者支援事業は、平成 29 年度までは1か所、平成 30 年度からは2か所で実施しています。

(2) 第1期計画の取組状況

【基本目標1】子どもが輝ける環境づくり

《取組状況》

施策の展開1 子育て支援事業の充実

- 通常の保育と併せて、一時保育や延長保育、休日保育、長期休暇保育を実施した。
- 町の保育士を対象に、同和研修や保育研修を実施し、保育士の資質向上を図った。
- 地域子育て支援センターを中心に、定期的にサークルや行事を実施した。

施策の展開2 幼児教育・学校教育の充実

- 児童・生徒一人ひとりが主体的に学ぶことを目標として、児童・生徒の学力向上等に努めた。
その結果、全国学力・学習状況調査では、全国平均正答率を上回ることが多くなった。
- 教育・保育の連携を進めるため、平成30年度に湯浅町幼児教育目標を設定した。
- 子ども・子育て主担当課を健康福祉課から教育委員会へ移行し、教育面における強化を図った。

施策の展開3 青少年の健全育成

- 学校・地域の団体が加盟する青少年育成町民会議が実施している朝のあいさつ運動や、湯浅町少年センターが実施している夜の見回り等、子どもの健全な育成をめざした活動を行った。
- 学童保育では、開所時間の延長等、保護者のニーズに対応した運営を行った。

施策の展開4 生涯学習の推進

- 町民文化講座や町民歴史講座の開催、小学生を対象とした無料塾の開講によって住民の交流活動の推進や、学力向上による生活の充実化を図った。

施策の展開5 母子保健・小児医療等の充実

- 月2・3回の子どもの発達相談、月2回の子どもの健康相談、管理栄養士による指導等、各種健診・相談を行い、安心して子育てができる環境の確保に努めた。
- 近隣市町の小児科案内チラシを配布し、有田圏域の医療体制について周知・啓発に取り組んだ。

【基本目標2】温かな心を育む地域社会の実現

《取組状況》

施策の展開1 人権尊重の社会づくり

- 町民人権学習会や人権週間、町のイベントを通じて人権問題の啓発を行い、他人を思いやる温かな心を持った子どもの育成に努めた。
- 「湯浅町部落差別をなくす条例」の施行等、すべての住民の人権が尊重され、守られるまちにに向けた取組を行った。

施策の展開2 男女共同参画社会の実現

- 平成28年3月に策定した、「湯浅町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んだ。
- 妊娠期から出産・育児期への切れ目のない支援を実施するため、平成30年度より子育て世代包括支援センターを開設し、専任専門職員を配置した。

施策の展開3 子どもの安全の確保

- 子どもが事件や事故から自分で身を守ることができるよう、各学校において防犯教室や、交通安全教室（キッズサポート）を実施した。

【基本目標3】住民同士が支えあえる地域コミュニティの確立

《取組状況》

施策の展開1 児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進

- 誰もが安心して子どもを生み育てることができるように、平成29年度より学童保育の設置数を増やしたり、令和元年度より認定こども園の定員数を増やしたりするなどの取組を行った。

施策の展開2 障がい児福祉の推進

- 障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていくため、家庭や関係機関との連携を密にし、保護者の不安や悩み、課題を関係機関全体で受け止めて共有できるよう、積極的に情報共有に取り組んだ。
- 障がいのある子どもが地元の小学校や保育所、療育施設に通い、地域で安心して過ごすことができるよう、小学校や教育委員会で障がい福祉サービスの推進を促し、相談支援体制の強化に努めた。

施策の展開3 地域コミュニティの充実

- 町内会を中心とした地域コミュニティやコミュニティ・スクールに関する事業によって家庭と地域の関わりを深める意識づくりに努めた。
- 青少年育成町民会議が中心となって、地域の組織・団体とともに登下校の見守りを行った。

2 課題のまとめと今後の方向性

(1) 子育て家庭の多様なニーズに応じた教育・保育の充実

《統計資料》

- ・年少人口は、毎年減少傾向にある。
- ・平成30年度に認定こども園が開園した。

《ニーズ調査結果》

- ・前回調査と比較すると、小学校就学後（低学年）の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望者が増加している。

《第1期計画の取組状況》

- ・3号認定（0歳児）や保育所での一時預かりの利用者数は増加している。
- ・第1期計画では養育支援訪問事業のニーズはなかったが、計画期間中に利用者が発生している。

《団体アンケート調査結果からのご意見》

- ・学童保育指導者や保育士が不足している。
- ・他自治体では事例が少ない5歳児健診があり、就学指導にとって有効的である。
- ・18歳までの子どもの医療費無償制度がある。

子どもの数は減っている一方で、3号認定（0歳児）や保育所での一時預かり、養育支援訪問事業、学童保育のニーズは高まっています。また、本町では認定こども園が開園し、教育・保育の選択の幅が広がりました。今後、教育・保育等については、現在の利用状況だけでなく、今後の利用意向も踏まえた上で、適切な量を見込み、地域の状況等を踏まえ、検討していきます。

また、量だけではなく、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育を提供するために、教育・保育の質についても高めていく必要があります。

(2)子どもの育ちを支えるきめ細かな支援の充実

《統計資料》

- 平成 27 年の本町の女性の就業率は、平成 22 年と比較して、30 歳代が大きく上昇しており、M 字カーブの解消がみられる。

《ニーズ調査結果》

- 前回調査と比べ、現在就労している割合が増加している。
- 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて、「子どもが急病時の対応」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」の回答が多い。

《第 1 期計画の取組状況》

- 平成 28 年 3 月に「湯浅町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」が策定され、男女共同参画の実現に向けた取組が進められた。
- 平成 30 年度より湯浅町子育て世代包括支援センターが開設された。

《団体アンケート調査結果からのご意見》

- 朝夕の交通量が多いので、子どもの安全性に配慮してほしい。
- 小さな子どもを安心して遊ばせることができるところがほしい。
- 子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の活動が充実している。

女性の社会進出を背景に本町における女性の就業率は上昇しており、ニーズ調査結果からは「子どもが急病時の対応」、「子どもと接する時間が少ない」等を大変だと感じている状況もみられます。保護者が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、子育て家庭への決め細かな支援が求められています。また、すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てをしていくために、子育て世代包括支援センターの充実等、子育て家庭に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(3) 地域全体で子どもを支える環境づくり

《統計資料》

- 離婚件数は毎年 20 件前後となっている。
- 母子世帯数は増加傾向にある。
- 児童扶養手当受給者数は 150 人以上となっている。

《ニーズ調査結果》

- 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる家庭がおおよそ 5 割いる一方で、「いずれもない」の回答もある。
- 望ましい子育て支援施策について、「子育てにおける経済的負担の軽減」に次いで、「子育てのための安心、安全な環境整備」が高くなっている。

《第 1 期計画の取組状況》

- 町内会を中心とした地域コミュニティやコミュニティ・スクールによって家庭と地域の関わりを深める意識づくりに努めた。
- 青少年育成町民会議が中心となって、地域の組織・団体とともに登下校の見守りを行った。

《団体アンケート調査結果からのご意見》

- 地域イベントやサークル、健診等のつどいの場や相談に出向くことができない家庭への対策が必要。
- 海や山等、多くの自然があり、子どもが成長していく上でよい環境である。

子どもにとって、地域は様々な世代とふれあい、様々な体験ができる重要な育ちの場です。日頃、子どもをみてもらえる人のいない家庭やひとり親家庭等を含め、地域全体で子どもの居場所をつくり、安心して子育てができるよう、子どもを支える環境づくりが必要です。また、子どもの貧困や虐待に対しても地域全体で課題解決に向けて取り組むなど、今後も地域や家庭、関係機関と連携して、よりよい子育て環境づくりを進めていきます。

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

本町では、子どもたちの生きる力を育む環境、また、すべての家庭が安心して心穏やかに子育てができるような環境を、家庭や地域、関係機関等が連携しながら、社会全体でつくことをめざしてきました。子どもの育ちや保護者の子育てを支援していくにあたり、本計画においてもこの根源的な考え方に変わりはありません。

子どもたちの笑顔と笑い声は、これまでも、そしてこれからも、家族にとってはもちろん、地域社会すべての人にとっての宝物です。その一方で、少子化が急速に進行しており、今後もさらなる進行が予測されています。私たちは、そうした課題にしっかりと向き合いながら、大切な宝物である子どもたちが、本町の担い手として健やかに未来に羽ばたいていけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って取り組んでいく必要があります。

子どもの育ちにとって何より大切なのは、心豊かな家族と安心して過ごせる環境です。保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としつつ、その役割を果たすことができるよう支援していくことが、地域社会の重要な役割といえます。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、第1期計画の基本理念を継承し、次の通り基本理念を掲げます。

子ども一人ひとりが輝き、
温かい心を育むまち 湯浅町

2 計画の基本目標

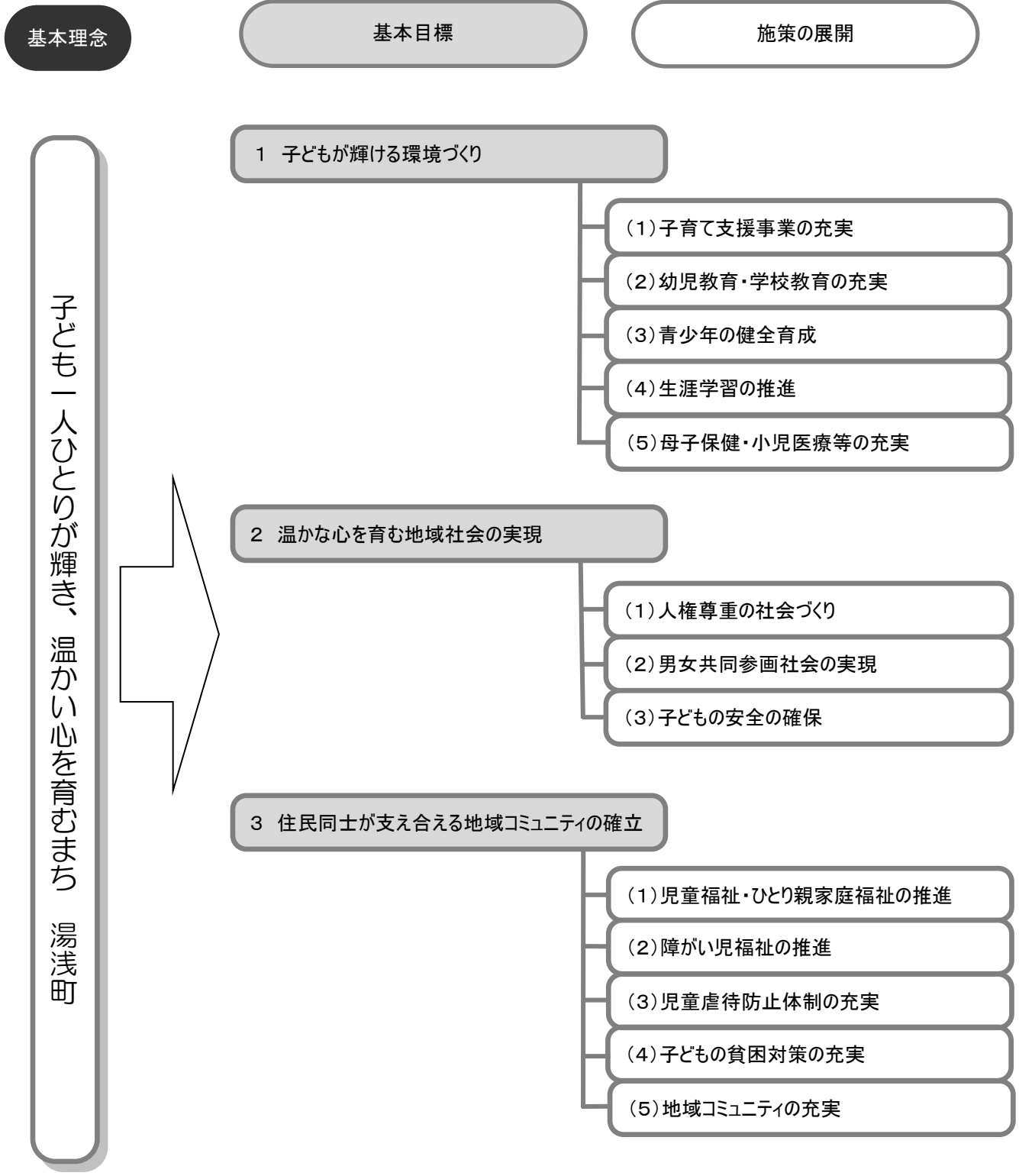
本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

子どもが輝ける環境づくり

温かな心を育む地域社会の実現

住民同士が支え合える地域コミュニティの確立

3 施策体系



第4章 施策の推進

1 子どもが輝ける環境づくり

(1) 子育て支援事業の充実

核家族化や女性の社会進出等、親の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応し、適切な保育サービスを提供するため、様々な子育て支援事業の充実に努めます。

現在、本町では、地域子育て支援センターを中心に、子育て支援に関する情報提供の実施や、子育てサークルの支援、子育て相談、保護者同士の交流促進を通じて、子育ての不安や悩みの解消に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターによる妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進や、保育士の資質向上を図るための研修を実施しています。

安心して子育てができる環境を提供するためにも、保育施設の整備や、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センターと連携した利用者支援事業の実施等、きめ細かい対応に努め、子育てしやすいまちづくりを推進します。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

① 保育サービスの充実

通常の保育と併せて、一時保育や延長保育、休日保育等を実施しており、今後もニーズに応じた保育サービスを実施します。また、子どもを安心して育てることができるよう、保育士の確保に努めるとともに、保育の質の向上に向けた保育士研修を今後も継続的に行い、保育内容の充実を図ります。

② 子育て相談体制の充実

子育てに関する不安や悩みの相談が多様化する中、それらに対応するため、地域子育て支援センターを中心として定期的な子育てサークルや行事の実施、ボランティアの育成、子育て相談等を推進します。また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期を通じた相談支援等、切れ目のない支援を推進します。

③ 子育てネットワーク化の推進

健やかに子どもを生み育てる環境づくりをめざし、行政と関係機関・団体、民生委員、主任児童委員等とが連携し、町全体で子育てに取り組むネットワーク化を推進します。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

幼児期は、遊びや生活体験を通じて、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児教育は同じ世代との集団生活を通して、一人ひとりの望ましい発達を促していくという大切な役割を担っています。

本町には4か所の保育所があり、友達との遊びや集団の中での生活体験を通じ、子どもの健やかな成長を促す保育を実施しています。また、幼稚園型認定こども園が1か所あり、町外からの利用の受け入れや、預かり保育を実施するとともに、子どもの意欲・心情・態度を養う幼児教育を実施するなど、特色ある教育を行っています。

学校教育においては、多様で変化の激しい社会の中で個人として自立しつつ、周囲の人と協働しながら生き抜く力の養成が求められています。本町では、小学校4校、1分校、中学校1校があり、各学校において一人ひとりが主体的に学ぶことを目標として、子どもの学力向上等に努めています。その結果、全国学力・学習状況調査における教科に関する調査では、全国平均正答率を上回ることが多くなるなど、子どもの学力や学習に対する意欲の向上等において成果を得ています。

今後も一人ひとりを大切に、豊かな人間性と確かな学力を育むことが重要です。引き続き家庭・地域との連携を深め、地域ぐるみで子どもを育てる教育を推進する必要があります。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

① 幼児教育の支援

少子化や女性の社会進出が進む中で、子育て支援に対する多様なニーズや社会環境の変化に対応できるよう、特色ある幼児教育を支援し、保育所と認定こども園、小学校を通して一体的な教育に取り組めるよう連携体制の整備を行います。

② 学校教育の充実

子ども一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間性と確かな学力、社会性を育む教育を推進するとともに、郷土に対して誇りを持ち、ふるさとの自然や歴史に親しみ、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。また、一人ひとりに対応した、授業内容の充実やそれを実現する教職員の資質向上に努めます。

不登校やいじめ問題には、未然防止・早期発見・早期対応が重要となっており、適応指導教室や湯浅町少年センター等の関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員等が連携して対応します。

障がいのある子どもについては、個別の状況に応じた適正な指導計画及び支援計画を作成し、充実した特別支援教育を推進します。

③幼児期の教育・保育の連携

平成 30 年度には認定こども園が開園し、幼児教育・保育に対する選択の幅が広がっています。今後は保幼小の円滑な学びの接続を図るカリキュラムの作成に取り組み、保育所・認定こども園間の人材交流、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

④思春期保健対策の充実

命や性に関する教育の実施や相談体制の充実を図り、思春期の問題に対応していきます。また、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の教育を推進し、正しい認識の啓発を進めます。

(3) 青少年の健全育成

近年、青少年を取り巻く環境は著しく変化し、不登校・いじめ等の増加や複雑化が課題となっています。そのため、家庭・地域が連携して青少年の健やかな成長を見守り育てていくための社会環境整備が、より一層重要となっています。

本町では、湯浅町少年センターを拠点として、学校と家庭との連絡調整を行い、子どもの健全育成に関する相談業務等を実施しています。また、青少年育成町民会議が中心となり、地域と連携して、青少年健全育成に向けた社会環境整備や非行防止対策等に取り組んでいます。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

①青少年育成環境の整備

青少年の非行・不登校・いじめ等への対応には、未然防止・早期発見・早期対応が何よりも重要です。そのため、学校・家庭・関係機関等が連携して、健全育成環境の整備を行います。

②青少年の健全育成の推進

湯浅町少年センターを拠点とした青少年の健全育成や、子ども会・子どもクラブ等の青少年健全育成推進団体の育成強化に努め、青少年育成町民会議が実施している朝のあいさつ運動や湯浅町少年センターが実施している夜の見回り等、子どもの健全な育成をめざした活動を推進します。

③学童保育の推進

共働き家庭等の子どもの遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、学童保育を推進し、開所時間の延長等、保護者のニーズに対応した運営に努めます。今後は、小学校の余裕教室等の活用に向けた検討や、学童保育と放課後子ども教室との連携の強化を図ります。

(4)生涯学習の推進

社会環境の変化や個人の価値観の多様化、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて、生涯学習のニーズは非常に高くなっています。そのため、いつでも自由に学習機会を選び学ぶことができる社会環境を整備し、よりよいまちづくりや地域力の向上につなげていくことが期待されています。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

①生涯学習推進体制の充実

生涯学習活動を支援し、多様な学習機会を提供することで、年齢を問わず参加できる社会教育を推進します。生涯学習の拠点となる、公民館、教育集会所、図書館等の整備を充実させ、生涯学習講座の実施情報をホームページ等で広く周知し、参加者の拡大に努めます。

②学習機会の充実

学習成果発表の機会や、得た知識・技能及びその過程で構築されたネットワークを地域に還元する場を提供し、充実させます。

③住民の交流活動の推進

生涯学習活動を通じた交流活動の推進により、住民が充実した生活を送ることができるよう支援します。また、町民文化講座や町民歴史講座の開催、小中学生を対象とした無料塾の開講によって、住民の交流活動の推進を図るとともに、子どもの学力向上による生活の充実を図ります。

きのくに共育コミュニティ事業やコミュニティ・スクールの実施により、子どもの社会的成長を助ける生涯学習を推進します。

(5) 母子保健・小児医療等の充実

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備するため、健康診査や保健指導等、各種母子保健事業の充実を図り、心と体の健康づくりを支援します。

また、産婦人科、小児科医療については、県・有田保健医療圏域や近隣市町と連携し、周産期医療ネットワークの推進や小児救急医療の充実に努めます。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

① 母子保健事業の充実

現在実施している母子保健事業を今後も継続し、安心して子育てができる環境の確保に努めます。

発達相談や療育相談については、適切な時期に相談できる体制づくりに努め、専門機関等へつなぎ、子どもの発達にとってよりよい環境を整えます。また、発達支援を必要とする子どもの増加に対して、必要な療育の事業量の検討を行います。

② 小児医療の充実

子どもの健康管理については、身近なところに「かかりつけ医」を持つことが重要であり、その啓発とともに、広域的な小児医療体制の充実に努めます。

近隣市町の小児科案内チラシを配布し、有田圏域の医療体制について周知・啓発に取り組むとともに、緊急時にも適切な医療が受けられるよう、関係機関と連携して緊急医療体制の充実に努めます。

③ 食育の推進

集団健診や相談時に行っている離乳食指導や幼児食指導等を通じて、乳幼児期からの親子の食育の推進に努め、保育所、認定こども園、小学校と連携し、一貫した食育活動を推進します。

2 温かな心を育む地域社会の実現

(1) 人権尊重の社会づくり

基本的人権とは、すべての人間が等しく持っている、人間らしく幸せに生きる権利です。基本的人権の尊重は、明るく住みよい郷土づくり、誰もがともに支え合い、未来に向けて発展するまちづくりを進める上で、最も重要なテーマです。

本町では、住民自らの人権意識の高揚を図ることを目的として、湯浅町人権尊重委員会と連携し、毎年度各地区において町民人権学習会を開催し、様々な人権啓発に取り組んでいます。参加者拡大のため、今後はより多くの住民が参加できるよう、学習会の実施内容等の検討を行う必要があります。また、子どもが主体的に参加できる社会の実現に向けて、子どもたちへの人権教育にも取り組み、豊かな人間関係づくりをめざします。

■■■今後の方向性■■■

①人権問題への取組の推進

女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の様々な人権問題の解決に向け、一人ひとりの人権尊重意識の醸成と人権啓発を継続します。

スマートフォンやインターネットの悪用によるプライバシー侵害といった新たな人権問題に対し、子どもを中心に正しい理解と認識を深めるための啓発を進めます。

②人権施策の推進

湯浅町人権尊重委員会をはじめとする人権推進機関と連携し、町民人権学習会や人権週間、町のイベントにおいて人権問題への啓発を行い、他人を思いやる温かな心を持った子どもの育成に努めます。また、「湯浅町人権を大切にするまちづくり条例」、「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」、「湯浅町部落差別をなくす条例」の適切な運用及びすべての住民の人権が尊重され、守られるまちづくりの推進を図ります。

③湯浅町総合センター業務の充実

湯浅町総合センターを人権啓発活動の拠点として、人権を大切にするまちづくりを推進していきます。また、3文化会館とともに交流事業を実施し、地域におけるコミュニティセンターとしての役割を担っていきます。

就労に関する相談体制を充実させ、雇用の場の確保に努めるなど、相談事業や福祉に関する活動を充実させます。

(2) 男女共同参画社会の実現

社会の発展により、男女が互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。女性が働く社会環境は徐々に整備されつつありますが、労働条件や給与・処遇面では依然として性別による格差があります。

本町では、平成 28 年に策定した「湯浅町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」、平成 29 年に策定した「第 2 次湯浅町男女共同参画基本計画」に基づき、取組を進めています。引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、社会環境の整備に取り組むことが必要です。

■■ 今後の方向性 ■■

① 男女共同参画社会の実現

関係機関と連携し、男女共同参画社会実現に向けての総合的な検討を進め、あらゆる分野で男女がともに参画し、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。本町において女性の公職への参画を把握するとともに、「第 2 次湯浅町男女共同参画基本計画」の内容を浸透させるための啓発を進めます

また、女性が働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て支援を含めた各種支援活動の充実や、女性への人権侵害に対し、関係機関と連携し、相談できる体制を構築します。

② 事業所における取組の推進

行政が率先して男女が対等に働くことができる職場づくりを推進し、その取組状況や結果について周知し、町全体の意識の高揚に努めます。

事業所においては、育児休業制度の定着促進等を啓発し、関連機関と連携した取組を推進します。

③ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児に関する希望の実現をめざし、ライフステージに応じた支援を推進します。

(3)子どもの安全の確保

保健師を中心に、乳幼児期からの事故防止教育を実施しています。防犯、交通安全、防災等については、関係機関や住民との連携のもと、時代に即した取組を展開します。各学校において防犯教室や交通安全教室（キッズサポート）を実施し、事件や事故からの身の守り方を指導しています。

犯罪の増加、地震や津波・土砂災害等への不安がある中、今後も子どもだけでなく、誰もが安全で、安心して暮らせる環境づくりを町全体で推進します。

■■■今後の方向性■■■

①交通安全教育の徹底

子どもだけでなく、住民も対象に交通安全教育を徹底させるとともに、交通安全に関わる行事や広報活動の充実に努めます。警察をはじめとした関係機関と連携し、小・中学校での交通安全教室や防犯教室の実施、保育所等を含めた通学路等の定期的な安全点検を進めます。

また、子どもの安全確保のためには、子どもだけでなく、保護者への啓発も必要です。車や自転車等に乗る人のマナー向上や、子どもを持つ親へのチャイルドシートの着用等、交通安全意識の啓発を進めます。

②子どもの活動の場の整備

図書館や公民館、その他の既存施設の運営を充実させ、子どもの活動の場の整備を推進します。公共施設の改修や新設の際には、バリアフリー化の促進に努めます。

また、防犯については、警察や区長連絡協議会、地域安全協議会等の関係機関と協力し、夜間パトロール等に引き続き取り組みます。

③防災対策の推進

保育所や学校等における避難訓練を通じて、子どもの防災意識の向上を図ります。また、地域・学校等との連携強化を図るとともに、妊産婦や子どもが安全に避難できるよう地域との支援体制を整備します。

3 住民同士が支え合える地域コミュニティの確立

(1) 児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進

子育て支援については、子育て中の保護者のための施策にとどまらず、地域社会全体で取り組み、健全な子どもを育成する責任があります。本町では、地域子育て支援センターにおいて0歳から就学前の親子に遊びの場の提供や子育て支援保育士による子育て相談を行うとともに、町内3か所で子育てサークル等を実施し、多方面から子育てを支援しています。また、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」では定期的に全戸訪問を実施し、各家庭のニーズに応じた継続的な支援に取り組むとともに、教育と福祉の連携による0歳から義務教育終了までの切れ目のない支援を行っています。

ひとり親家庭については、医療費助成等の支援を実施するとともに、湯浅町母子福祉連合会等を通じて交流事業を実施しています。

また、共働きやひとり親家庭の子どもたちの放課後の生活を守るとともに、親の働く権利を擁護する目的から、町内3か所で学童保育を実施しています。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

① 児童福祉の推進

誰もが安心して子どもを生み育てることができるように、今後の人口の推移等を勘案しつつ、保育所の適正な維持管理を行うなど、きめ細かい子育て支援を推進します。

児童虐待や養育困難等、支援を必要とするあらゆる子どもを適切な支援や保護につなげるため、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関と連携し、児童虐待防止等のネットワークを強化します。また、心身に障がいのある子どもへは、子どもを支える家庭の負担軽減と、子どもの発達を支援する各種事業の充実を図ります。

② 子育て支援施策の推進

子どもを生み育てやすい社会環境づくりに向け、地域子育て支援センターを拠点とし、地域における幅広い子育て支援事業を展開するとともに、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の活動を通じた子育て家庭への支援を推進します。また、外国につながる子どもとその家庭等、困難を抱える家庭が円滑に教育・保育を利用できるよう、支援に努めます。

また、学童保育のさらなる充実に向けて、適切な遊び場の提供や、年齢の異なる子どもとの遊びを通じた交流の促進、放課後子ども教室との一体型、連携型への取組等、子どもの健全育成のための取組の充実を図ります。

(2)障がい児福祉の推進

障がいのある人もない人も、それぞれの地域で同じように生活し活動する社会環境づくりをめざすノーマライゼーションの理念は、障がい福祉を推進する上で最も重要です。障がいのある人が、自立して暮らしていくためには、社会参加を阻害する様々な障壁を取り除く必要があります。障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていくため、家庭や関係機関との連携を密にし、保護者の不安や悩み、課題等を関係機関全体で受け止め共有できるよう、積極的な情報共有、相談支援体制づくりが必要です。

また、公民館、学校、図書館等の公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを推進し、ノーマライゼーション社会の実現をめざす必要があります。

■■今後の方向性■■

①障がい福祉サービスの充実

障がいのある子どもが地域社会で暮らしていくため、障がい福祉サービスの充実を図り、課題や悩み等を共有できる温もりのある社会の実現に努めます。障がいのある子どもが地元の小学校や保育所、療育施設に通い、地域で安心して過ごすことのできるよう、障がい福祉サービスの推進を図ります。また、医療的ケアが必要な子どもが、地域で必要な支援が円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、その他の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

②相談支援体制の整備

障がいのある子どもが療育施設、保育所、認定こども園、小学校等に安心して通うことができるよう、発達支援センターや保健、福祉、教育の関係機関が連携し、子どもと保護者をサポートします。

また、障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていくため、福祉・教育の関係機関の連携や積極的な情報共有等のサポートを進めるとともに、相談支援体制の強化に努めます。

③福祉のまちづくりの推進

湯浅町役場の移転を機に、庁舎をはじめとした公共施設のバリアフリー化を進め、誰もが安心、安全で快適に暮らせる福祉のまちづくりの推進に努めます。

(3) 児童虐待防止体制の充実

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待防止に向けた対策強化が図られています。

本町においても、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」による全戸訪問等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進を図る必要があります。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

児童虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業、子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の全戸訪問等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見には、民生児童委員等と積極的に連携を図るとともに、住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

また、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援体制の強化に向けて、子ども家庭総合支援センターによる取組の推進を図ります。

② 児童虐待防止ネットワーク化の推進

福祉関係者や保健、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である湯浅町要保護児童対策地域協議会において、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取組を進めます。

(4) 子どもの貧困対策の充実

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合っている問題です。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを社会全体で支援する仕組みが必要です。

このため、貧困の状況にある世帯への経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援について、子どもの置かれた状況を踏まえ、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

① 生活困窮者自立支援事業の推進

経済的な問題等、生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援等を行います。

②子どもへの支援の推進

生活困窮世帯等における子どもの「貧困の連鎖」の悪循環を改善するため、個別の学習支援や社会体験活動の機会を定期的に提供します。また、個々に応じた学習支援や必要な情報提供が行えるよう、学校との情報交換を定期的に行うとともに、保護者への養育相談や助言も行い、対象世帯の将来的な自立を促進します。

③保護者への支援の推進

子育てに要する経済的負担の軽減のため、各種手当、医療費助成等の適切な給付を行います。また、生活困窮世帯やひとり親家庭等に対して、就労支援や保育サービスの充実による職業と家庭の両立の促進等、労働局等の関係機関と連携し、保護者の職業生活の安定と向上に向けた就労支援の推進を図ります。

(5)地域コミュニティの充実

地域コミュニティは、日常生活でのふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出される連帯感や共同意識によって信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域共同体です。

本町では町内会を中心に地域コミュニティを構成していますが、時代の変化に伴い地域における連帯感が徐々に希薄化し、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下しつつあります。子育て家庭の孤立感、悩みや不安を解消するためにも、地域で支え合う体制づくりが求められています。

■ ■ 今後の方向性 ■ ■

①コミュニティ意識の高揚

子育て家庭と各種地域団体との交流の中で、コミュニティ意識の浸透に努めます。子育て家庭に限らず、様々な世代の住民同士で交流の機会を持ち、子育て支援を含むまちづくりやコミュニティについて話し合い、地域の連帯感の強化を図ります。また、共有コミュニティやコミュニティ・スクールに関する事業の実施により、家庭と地域の関わりを深めていくという意識づくりに努めます。

②コミュニティ活動の推進

子育て・家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」の活動を中心に、子育てに関わるNPO・ボランティア活動や地域づくりを協働で推進し、活動の促進を図ります。

③コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動の拠点となる施設等の整備を図るとともに、それらの有効活用を図ります。また、その中で新たな活動の担い手を発掘し、コミュニティ活動の充実を図ります。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域、各年度の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業に係る必要利用定員総数（量の見込み）と提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があります。

教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされています。本計画においては、第1期計画を継承し、町全域を1つの教育・保育提供区域として設定し、量の見込みや確保方策について検討します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の必要量の認定

新制度では、3つの認定区分に応じて、保育所等の利用できる施設が決まり、利用を希望する場合は市町村から認定を受ける必要があります。認定区分、利用施設については以下ようになります。

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

(2)教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方

教育・保育の量の見込みは、国が示す算出の基本的な考え方を踏まえ、ニーズ調査結果や本町の現状等を勘案し、算出を行いました。

量の見込み

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳
①量の見込み	37	187	10	90	34	170	9	90	29	150	9	96
②確保の内容	37	187	10	90	34	170	9	90	29	150	9	96
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳
①量の見込み	29	147	9	93	28	144	8	90
②確保の内容	29	147	9	93	28	144	8	90
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆本町には令和元年度現在、認定こども園が1か所、公立保育所が3か所、私立保育園が1か所あります。
- ◆今後は、さらなる少子化、保護者の保育ニーズの多様化に伴い、きめ細かな対応ができるよう、認定こども園化を含めた保育施設の整備や、安定した保育士の確保に努めます。
- ◆幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国が示す算出の基本的な考え方を踏まえ、ニーズ調査結果や本町の事業実績等を勘案し、算出を行いました。

(1) 延長保育事業

量の見込み

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	64	60	57	56	54
②確保の内容	64	60	57	56	54
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆本町では、延長保育を町内2か所で行っています。
- ◆延長保育については、確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。今後も利用者のニーズを踏まえ、提供体制を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

量の見込み

(単位:人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1年生	29	27	24	21	20
	2年生	26	28	26	24	20
	3年生	29	23	24	22	21
	4年生	12	19	15	16	15
	5年生	8	8	14	11	11
	6年生	6	7	7	11	9
	合計	110	112	110	105	96
②確保の内容		110	112	110	105	96
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆学童保育として、町内3か所で小学6年生までの児童を対象に受け入れています。
- ◆確保の内容は量の見込みを満たしており、今後も利用者のニーズに対応できる提供体制の整備に努め、小学校の余裕教室等の活用についても関係機関と連携し、検討していきます。
- ◆学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施について、令和6年度末までに3か所での実施をめざします。

(3) 子育て短期支援事業

量の見込み

(単位:人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4	4	4	4	3
②確保の内容	4	4	4	4	3
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆契約施設3か所の受け入れ体制を継続し、今後の利用希望に対応できるよう努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

量の見込み

(単位:人回)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	748	731	752	727	702
②確保の内容	748	731	752	727	702
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆地域子育て支援拠点事業については、センター型1か所で実施しており、確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。
- ◆今後も利用者のニーズに対応できるよう、親子の交流や子育て相談が気軽にできる場所として、保育施設の整備や保育の提供体制のより一層の充実を図ります。

(5) 一時預かり事業

量の見込み

(単位: 人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園型	①量の見込み	206	188	165	162	158
	②確保の内容	206	188	165	162	158
	②-①	0	0	0	0	0
幼稚園型を除く	①量の見込み	153	160	167	177	186
	②確保の内容	153	160	167	177	186
	②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆「幼稚園型」、「幼稚園型を除く」ともに確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。
今後も利用者のニーズを踏まえ、提供体制を確保します。

(6) 病児・病後児保育事業

量の見込み

(単位: 人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	83	79	73	71	70
②確保の内容	83	79	73	71	70
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆湯浅町、有田川町、広川町の広域利用として、有田川町に病児保育室「こぐまクラブ」が設置されており、提供体制を確保しています。確保の内容は量の見込みを満たしているものとし、今後も利用者のニーズを踏まえ、提供体制を確保します。

(7)ファミリー・サポート・センター事業

量の見込み

(単位:人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	25	23	23	21	19
②確保の内容	0	0	0	0	19
②-①	▲25	▲23	▲23	▲21	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆ファミリー・サポート・センター事業については、現在本町では実施していませんが、ニーズを踏まえ、提供体制の確保を検討します。

(8)妊婦健診事業

量の見込み

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	71	68	65	63	61
②確保の内容	71	68	65	63	61
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆妊婦健診事業については、確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。今後も、妊婦健診の啓発、健診対象者への声かけ及び受診率の向上に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	50	48	47	45	43
②確保の内容	50	48	47	45	43
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆乳児家庭全戸訪問事業については、確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。今後も引き続き、事業の啓発と対象家庭への全戸訪問に努めていきます。

(10) 養育支援訪問事業

量の見込み

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	14	13	13	12	12
②確保の内容	14	13	13	12	12
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆養育支援訪問事業については、確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。今後も利用者のニーズを踏まえ、提供体制を確保します。

(11)利用者支援事業

量の見込み

(単位:か所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

- ◆利用者支援事業については、母子保健型1か所、基本型1か所で開催しており、確保の内容は量の見込みを満たしているものとします。今後も引き続き、母子保健型1か所、基本型1か所での提供体制を確保します。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供体制、確保方策の考え方

- ◆今後の具体的な事業内容については、国や近隣市町の動向に応じて助成の内容等を検討します。

(13)多様な主体の参入促進事業

提供体制、確保方策の考え方

- ◆今後の具体的な事業内容については、国や近隣市町の動向に応じて支援体制の検討を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野の関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等と連携・協働して取り組みます。

2 計画の評価・確認

計画の実現のためには、PDCAの考え方を踏まえて計画の評価・確認を行い、結果に基づいて見直しや変更の検討を進める必要があります。そのため、年度ごとに進捗状況の評価・確認を行い、計画の定期的な見直しを図ります。

3 近隣市町や県との連携

子ども・子育て支援施策等の円滑な提供のためには、施設や事業の利用等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合があります。そのため、近隣市町や県と連携・調整を行い、取組の推進を図ります。また、国や県の制度に基づいて実施を行う事業についても、県と連携を図り取組を推進するとともに、円滑な実施に向けて、庁内の連携体制の強化を図ります。

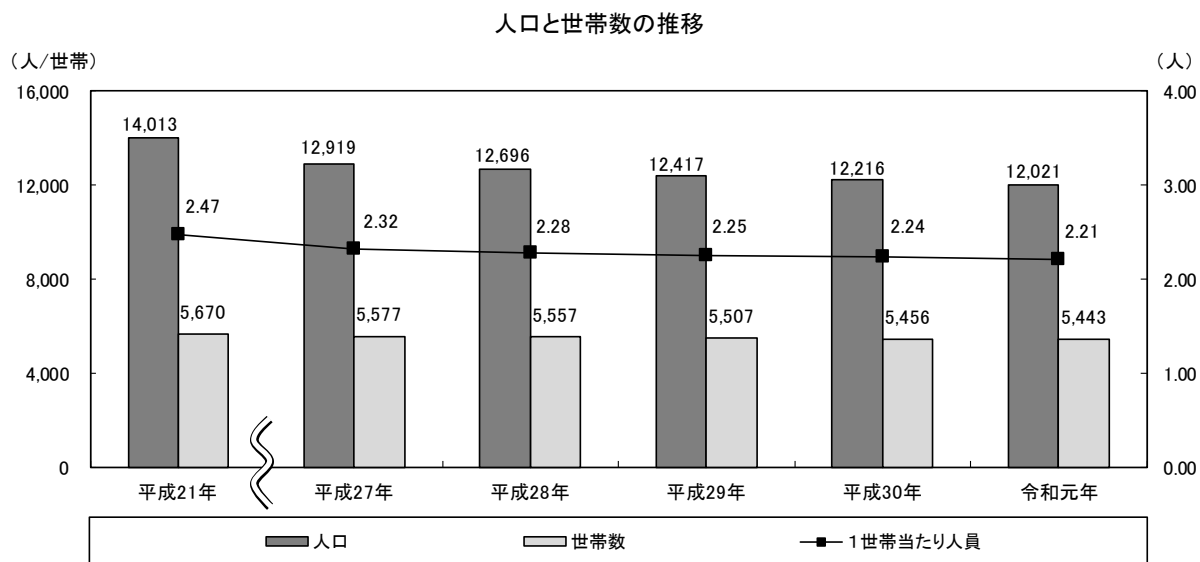
資料編

1 統計資料からみる概況

(1) 人口構造の推移

① 人口と世帯数の推移

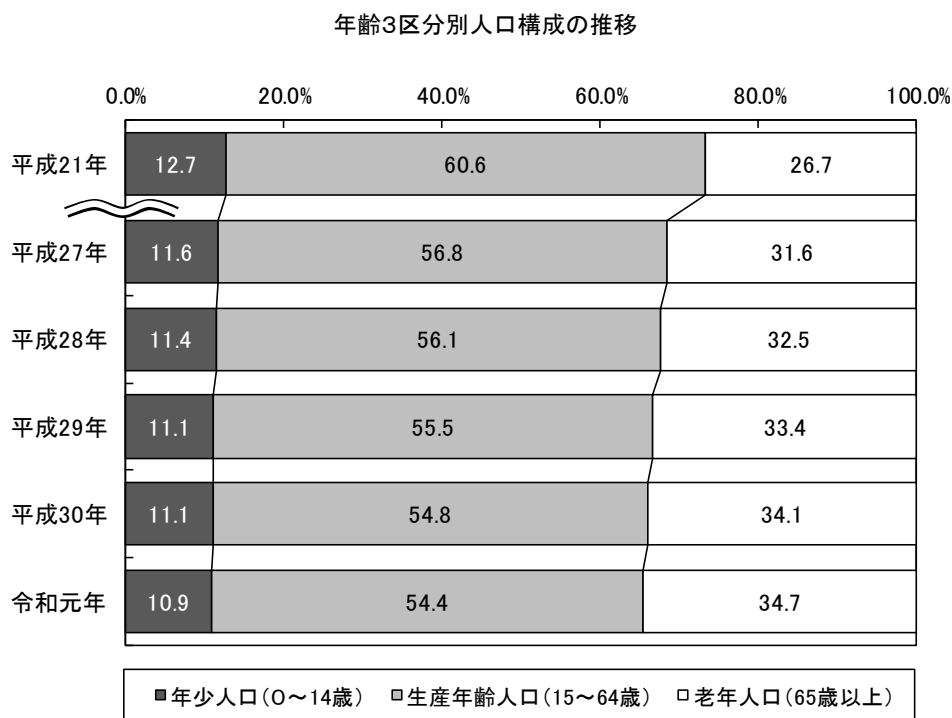
本町の人口は減少しており、令和元年には 12,021 人となっています。世帯数も同様に減少しており、令和元年には 5,443 世帯となっています。1 世帯当たり人員についてみると年々減少しており、令和元年には 2.21 人と、平成 27 年の 2.32 人と比べ 0.11 人減少しており、核家族化といった世帯の小規模化が進行しています。



注：グラフの右側の数値は1世帯当たり人員。
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、「年少人口」、「生産年齢人口」の割合はともにやや減少傾向にあり、令和元年には、それぞれ 10.9%、54.4%となっています。一方、「老年人口」の割合については年々増加しており、令和元年には 34.7%と、平成 27 年に比べ 3.1 ポイント増加しており、高齢化が進行していることがうかがえます。



注：小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③児童数の推移

児童数は年々減少しており、令和元年には 1,619 人となっており、平成 27 年と比較すると 276 人の減少となっています。

また、年齢別児童人口構成の推移をみると、未就学児にあたる「0～5歳」の割合は減少傾向にあり、小学生にあたる「6～11歳」の割合は増加傾向にあります。

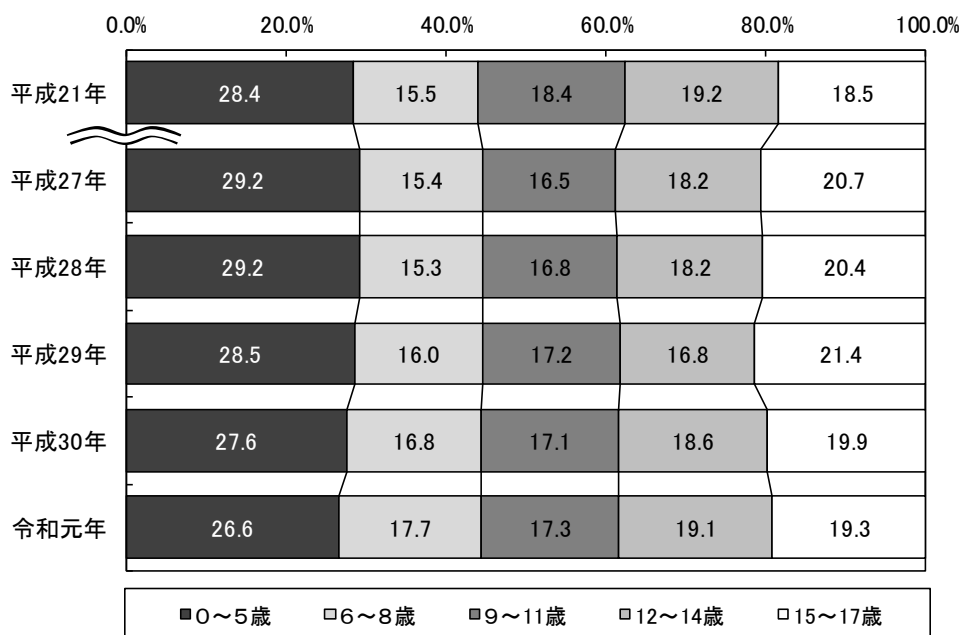
年齢別児童数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0～5歳	620	554	533	499	465	431
6～8歳	338	292	280	280	284	287
9～11歳	401	312	307	301	289	280
12～14歳	418	345	332	294	313	309
15～17歳	404	392	373	375	336	312
総数	2,181	1,895	1,825	1,749	1,687	1,619

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢別児童人口構成の推移



注：小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 人口動態の推移

① 自然動態・社会動態の推移

近年の人口動態の推移をみると、平成 26 年以降、出生数は増減を繰り返し、平成 30 年は 56 人となっています。死亡数は平成 29 年まで減少していますが、平成 30 年には増加し、203 人となっています。また、転入者数は平成 27 年以降、減少しています。転出者数は平成 28 年まで増加していますが、平成 29 年以降は減少しています。

自然動態、社会動態の推移をみると、自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減、社会動態は転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

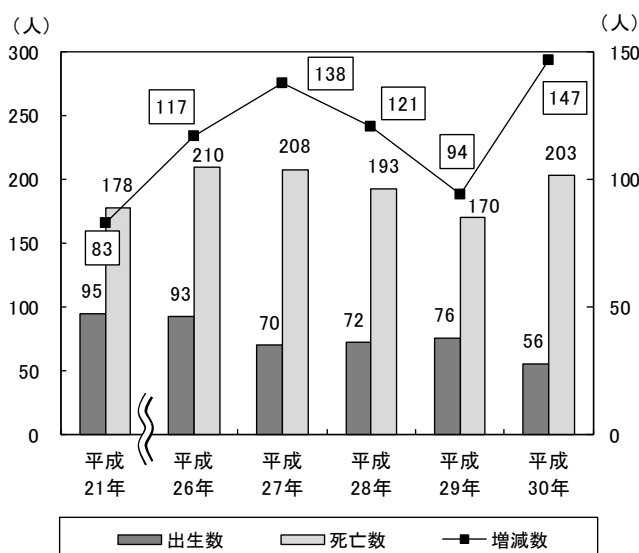
人口動態の推移

(単位:人)

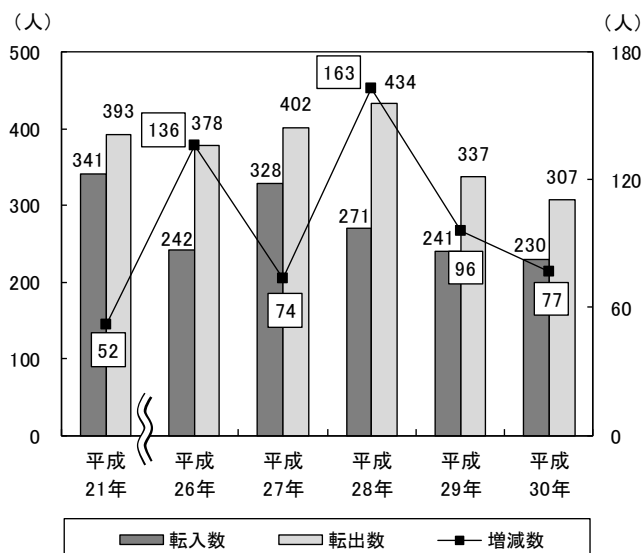
	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	増減数	転入者数	転出者数	増減数
平成21年	95	178	-83	341	393	-52
平成26年	93	210	-117	242	378	-136
平成27年	70	208	-138	328	402	-74
平成28年	72	193	-121	271	434	-163
平成29年	76	170	-94	241	337	-96
平成30年	56	203	-147	230	307	-77

資料：湯浅町

自然動態の推移



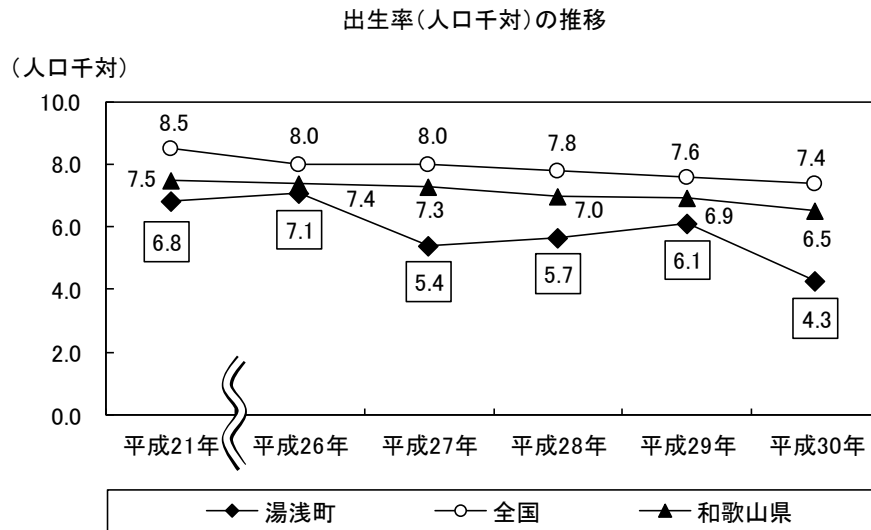
社会動態の推移



資料：湯浅町

②出生率の推移

出生率（人口千対）の推移をみると、本町の出生率は全国、和歌山県を下回っており、平成30年は4.3となっています。

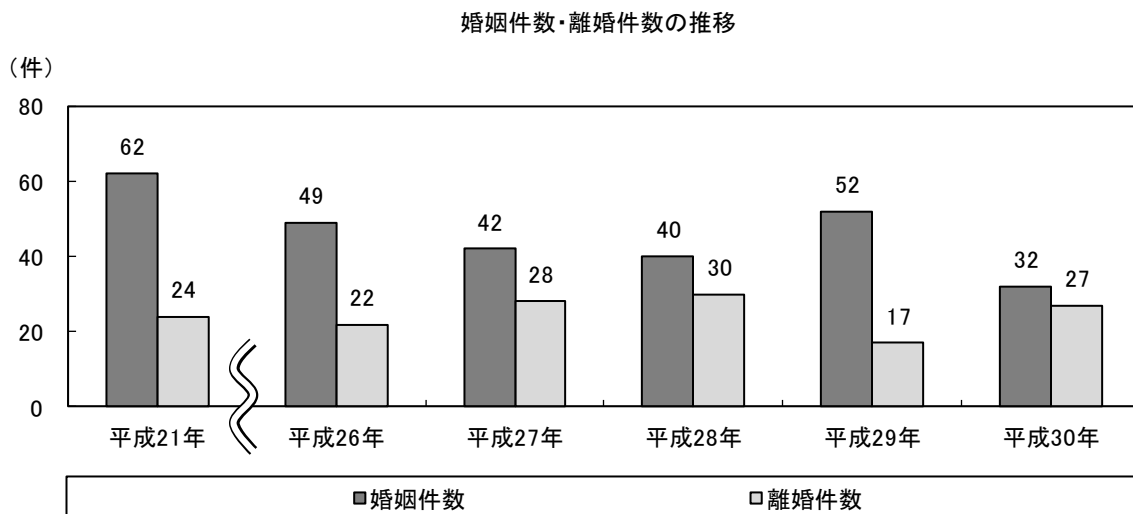


資料：人口動態調査、湯浅町

(3)婚姻・離婚等の推移

①婚姻件数・離婚件数の推移

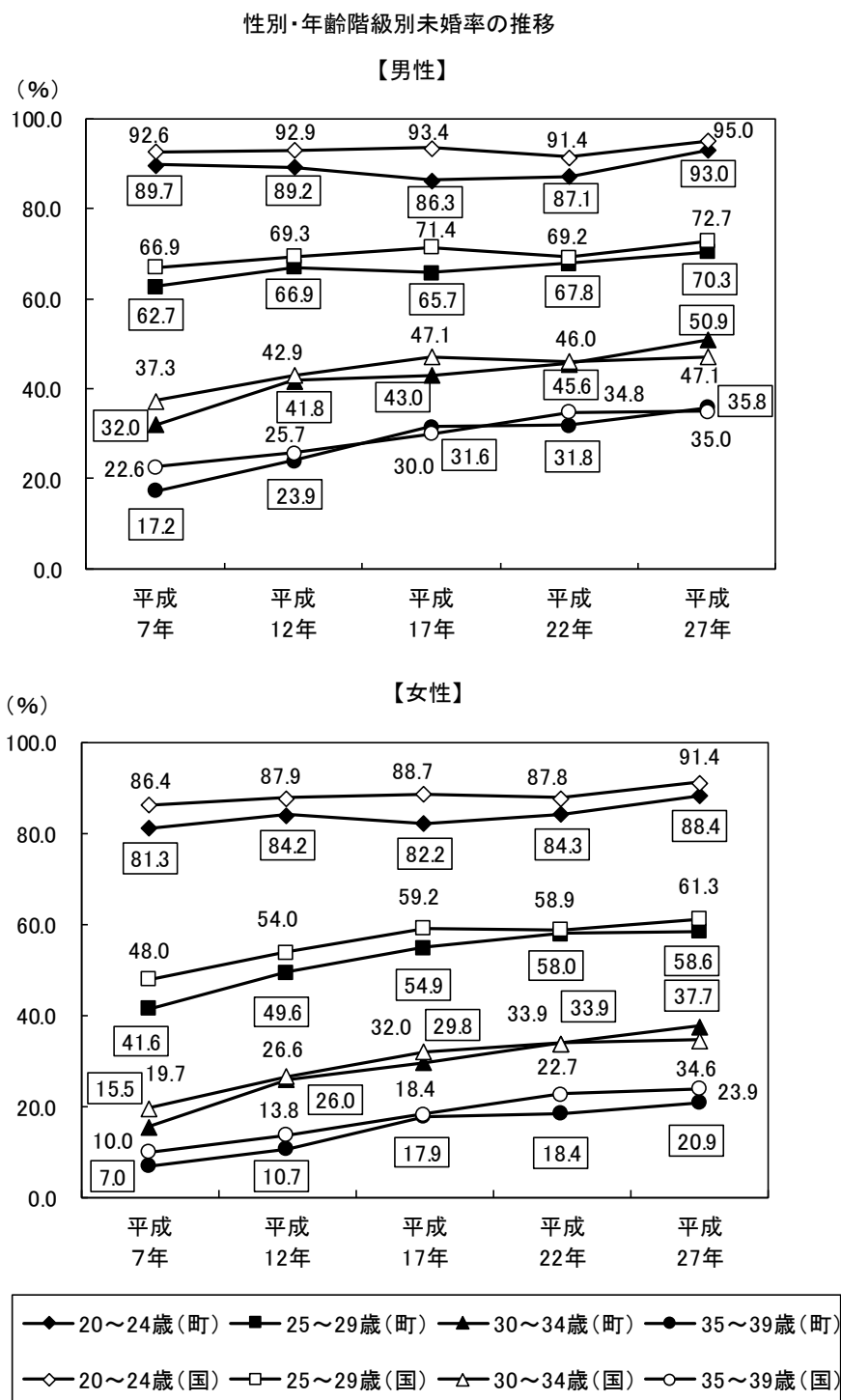
婚姻件数についてみると、平成29年を除き、減少しており、平成30年には32件となっています。離婚件数についてみると、平成28年までは増加し、平成29年に減少、平成30年に再び増加しています。



資料：湯浅町

②性別・年齢階級別未婚率の推移

性別・年齢階級別未婚率の推移をみると、平成 17 年以降はすべての年齢階層において、男性、女性ともに増加傾向にあります。国と比較すると、平成 17 年の「35～39 歳」の男性、平成 27 年の「30～34 歳」の男性、「35～39 歳」の男性、「30～34 歳」の女性で国を上回っており、平成 22 年の「30～34 歳」の女性が国と同じ値となっています。



資料：国勢調査

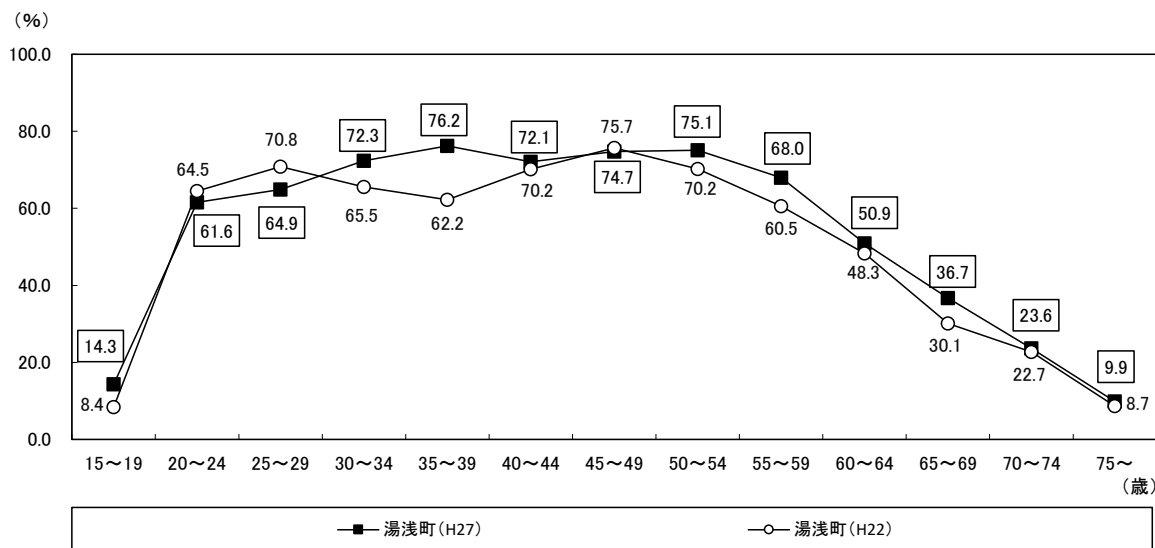
(4) 就労の状況

① 女性の就業率の状況

本町の平成 27 年の女性の就業率は、平成 22 年と比較して 35～39 歳で 14.0 ポイント、55～59 歳で 7.5 ポイント上がるなど、30～34 歳以降の多くの年代において上昇しています。

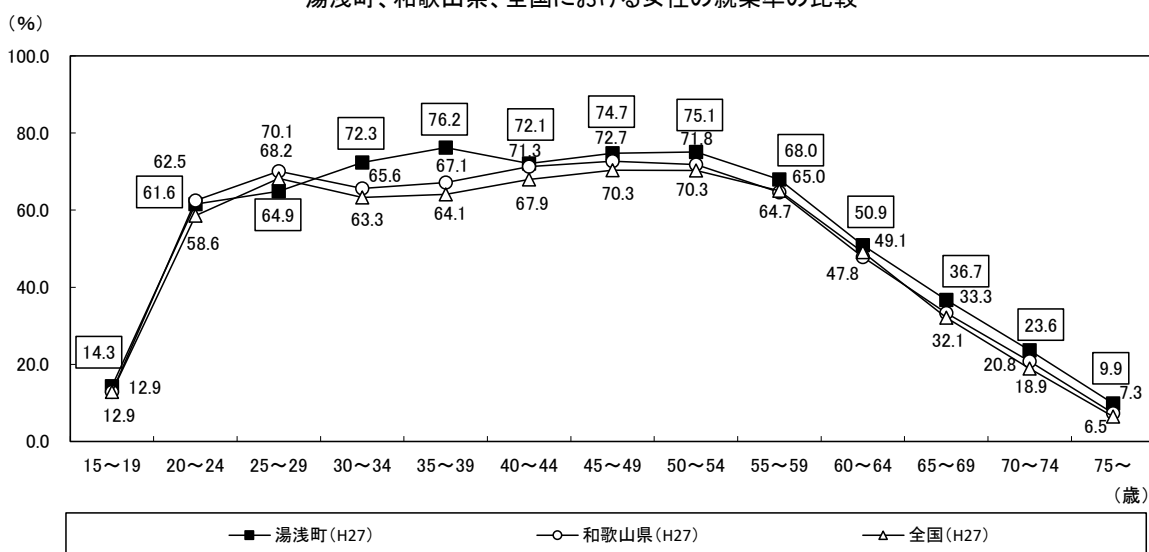
一方、平成 27 年の就業率を全国、和歌山県と比較すると、25～29 歳では全国、和歌山県に比べ低い水準となっており、30 歳以降は全国、和歌山県に比べ高い水準となっています。

湯浅町における女性の就業率の経年比較



資料：国勢調査

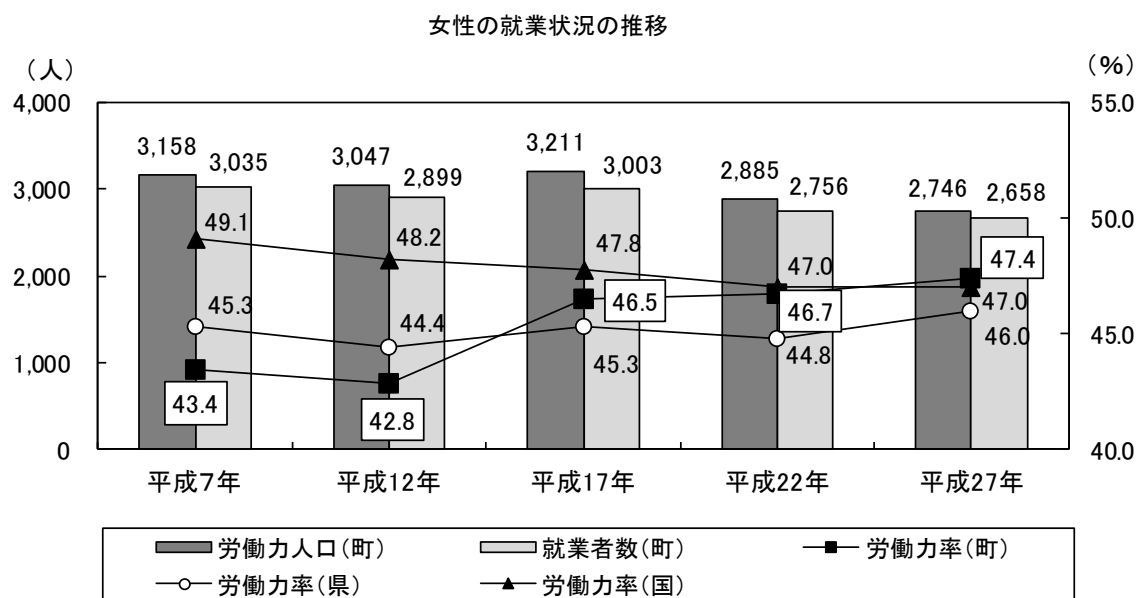
湯浅町、和歌山県、全国における女性の就業率の比較



資料：国勢調査

②女性の就業状況の推移

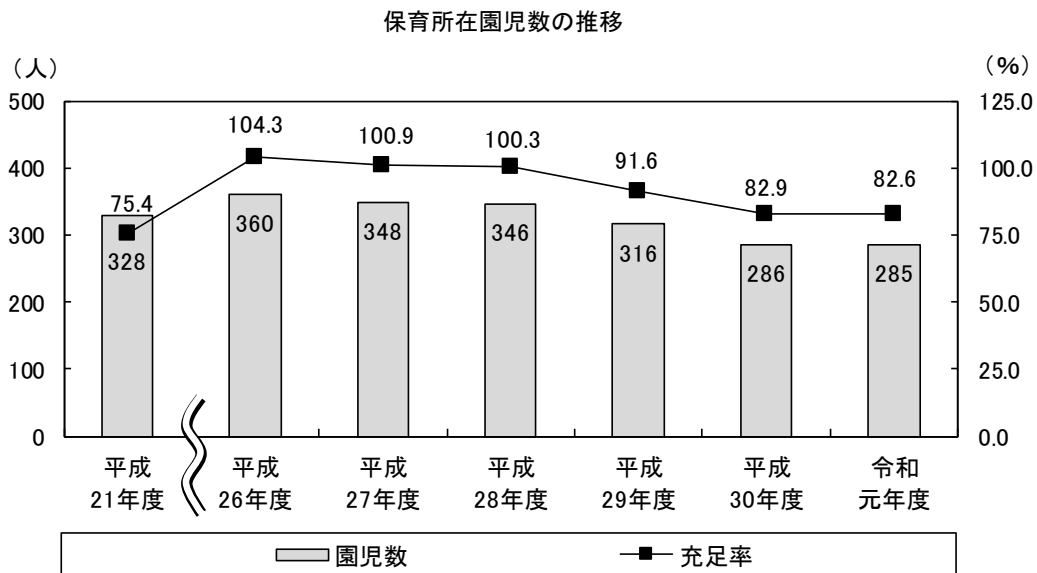
女性の就業状況の推移をみると、本町の労働力人口及び就業者数は、平成7年から平成17年にかけては横ばいとなっており、平成17年以降は減少傾向にあります。労働力率は、平成12年以降上昇しており、平成27年は全国、和歌山県に比べて高い値となっています。



(5) 園児数・児童数・生徒数の推移

① 保育所在園児数の推移

保育所在園児数の推移についてみると、減少傾向にあり、令和元年度には285人となっています。充足率をみると、平成29年度以降100%を下回っています。

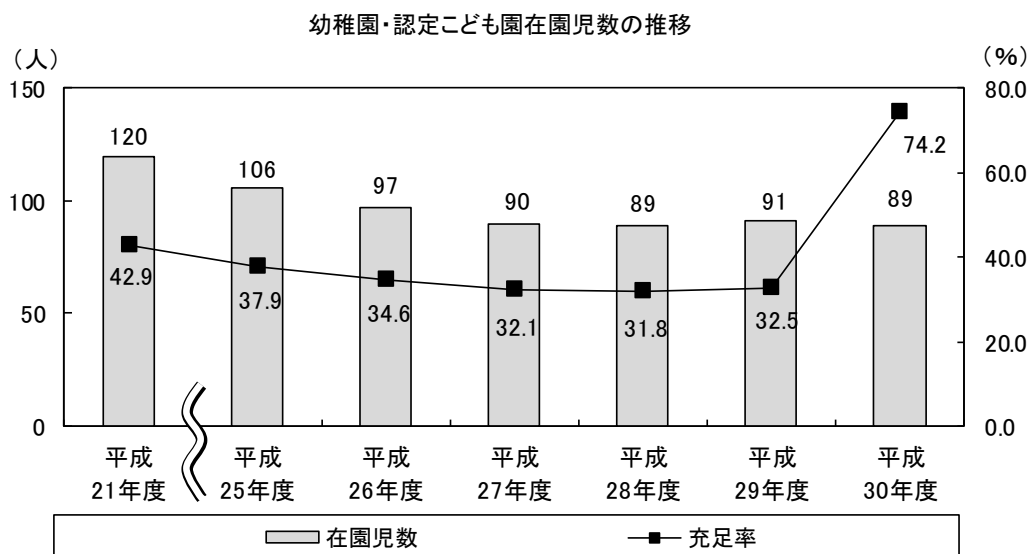


資料：湯浅町

② 幼稚園・認定こども園在園児数の推移

幼稚園・認定こども園在園児数の推移をみると、平成28年度まで減少し続け、平成28年度以降、横ばいとなっています。充足率をみると、減少傾向となっていますが、平成30年度には定員数の減少*等により、充足率は上昇しています。

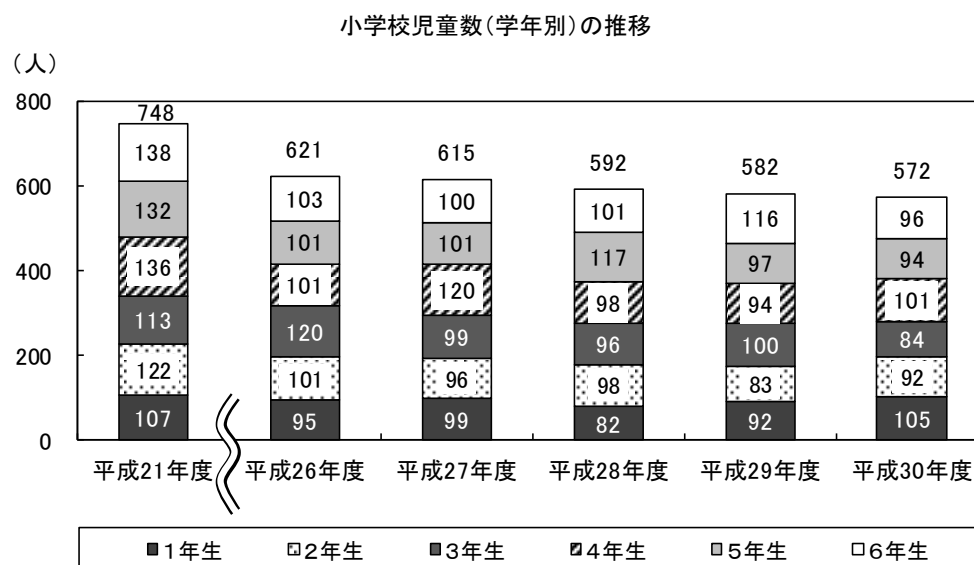
*平成29年度以前の定員数は280人、認定こども園移行後の平成30年度は120人です。



資料：学校基本調査

③小学校児童数の推移

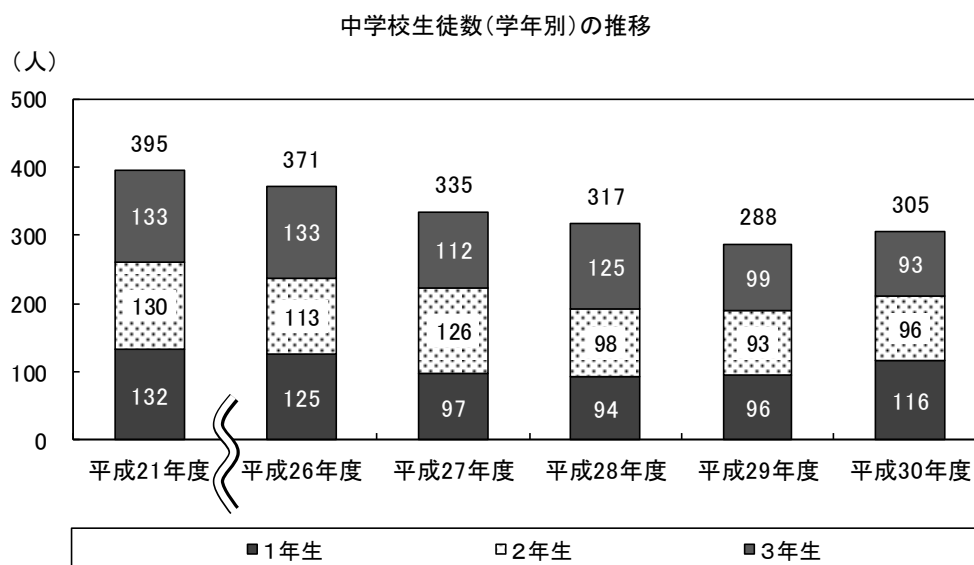
小学校児童数は年々減少しており、平成30年度には町全体で572人と、平成26年度と比較して49人減少しています。



資料：学校基本調査

④中学校生徒数の推移

中学校生徒数は減少傾向となっており、平成30年度には町全体で305人と、平成26年度と比較して66人減少しています。

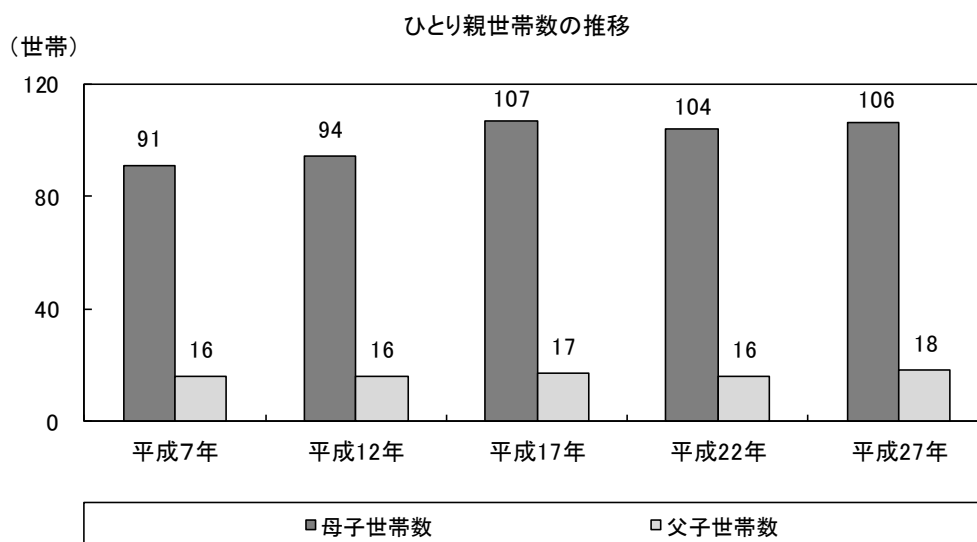


資料：学校基本調査

(6) 支援を必要とする子どもの状況

① ひとり親の推移

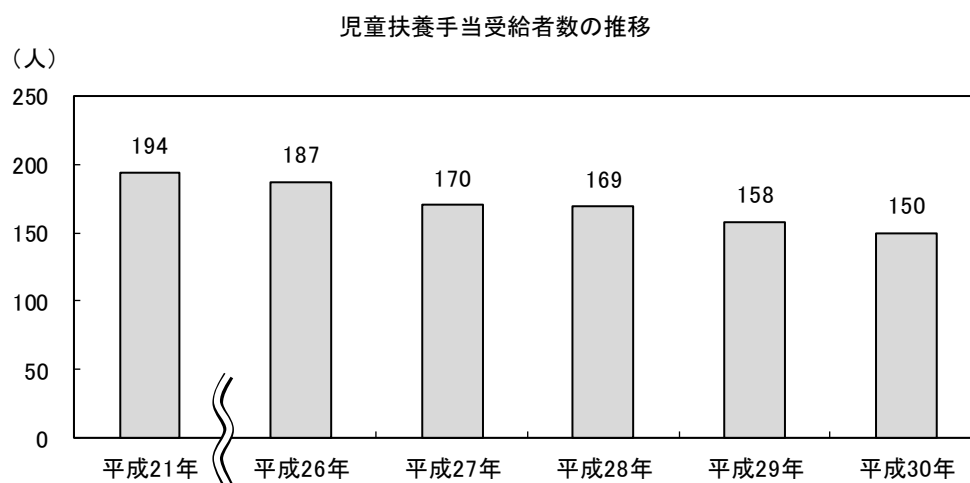
ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成17年以降、100世帯を超えて推移しています。父子世帯は平成7年から平成27年までほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

② 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は年々減少していますが、その数は150人以上となっています。



資料：湯浅町

2 ニーズ調査結果

(1) ニーズ調査の実施概要

調査の目的	本計画策定の基礎資料として、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的として実施しました。
調査設計	調査対象地域：湯浅町全域 調査対象者：湯浅町内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査） 湯浅町内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査） 調査期間：平成31年3月1日（金）～平成31年3月15日（金） 調査方法：保育所、認定こども園、小学校等を通じて配布・回収一部、在宅の乳幼児には郵送配布・郵送回収

調査種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	507件	328件	64.7%
小学生児童調査	600件	509件	84.8%
合計	1,107件	837件	75.6%

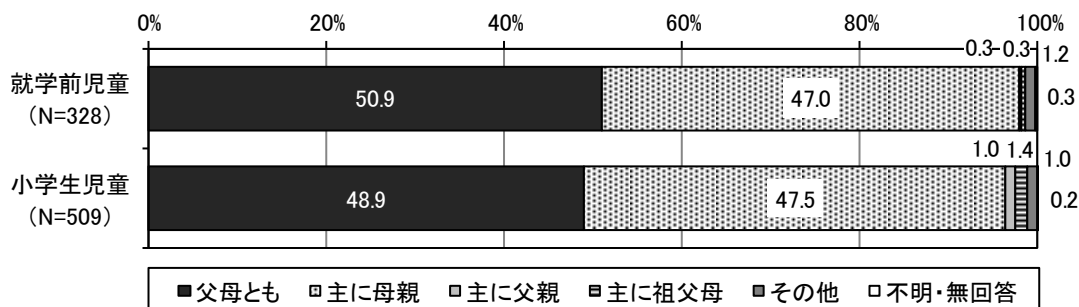
【ニーズ調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

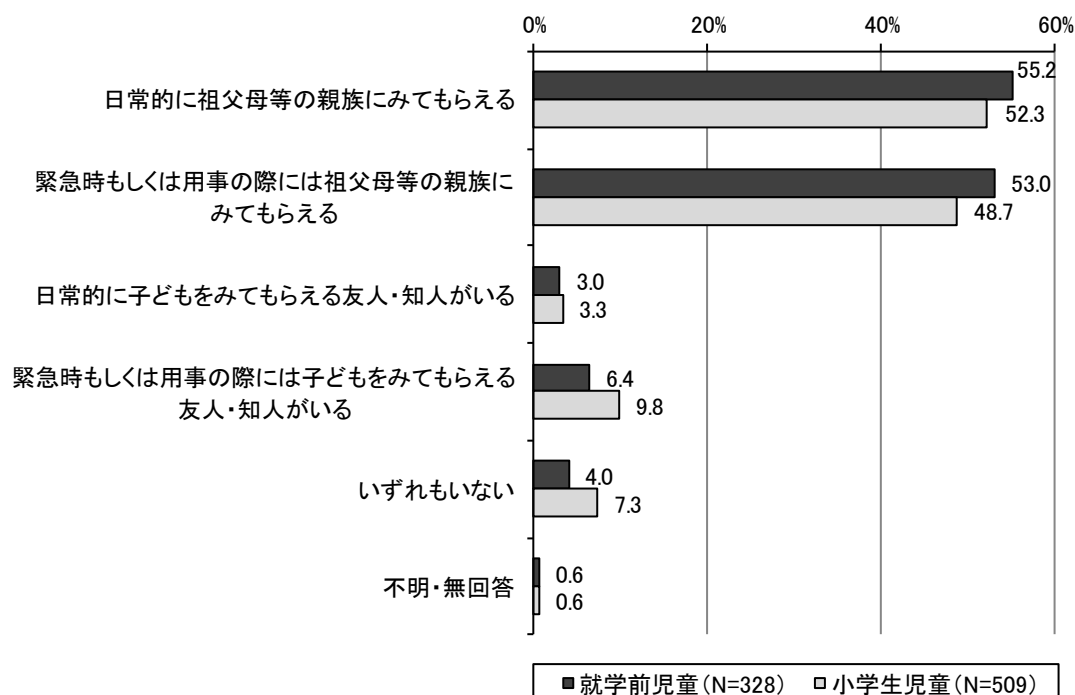
①子育てを主に行っている方<単数回答>

子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「父母とも」、「主に母親」の合計が9割台後半となっています。



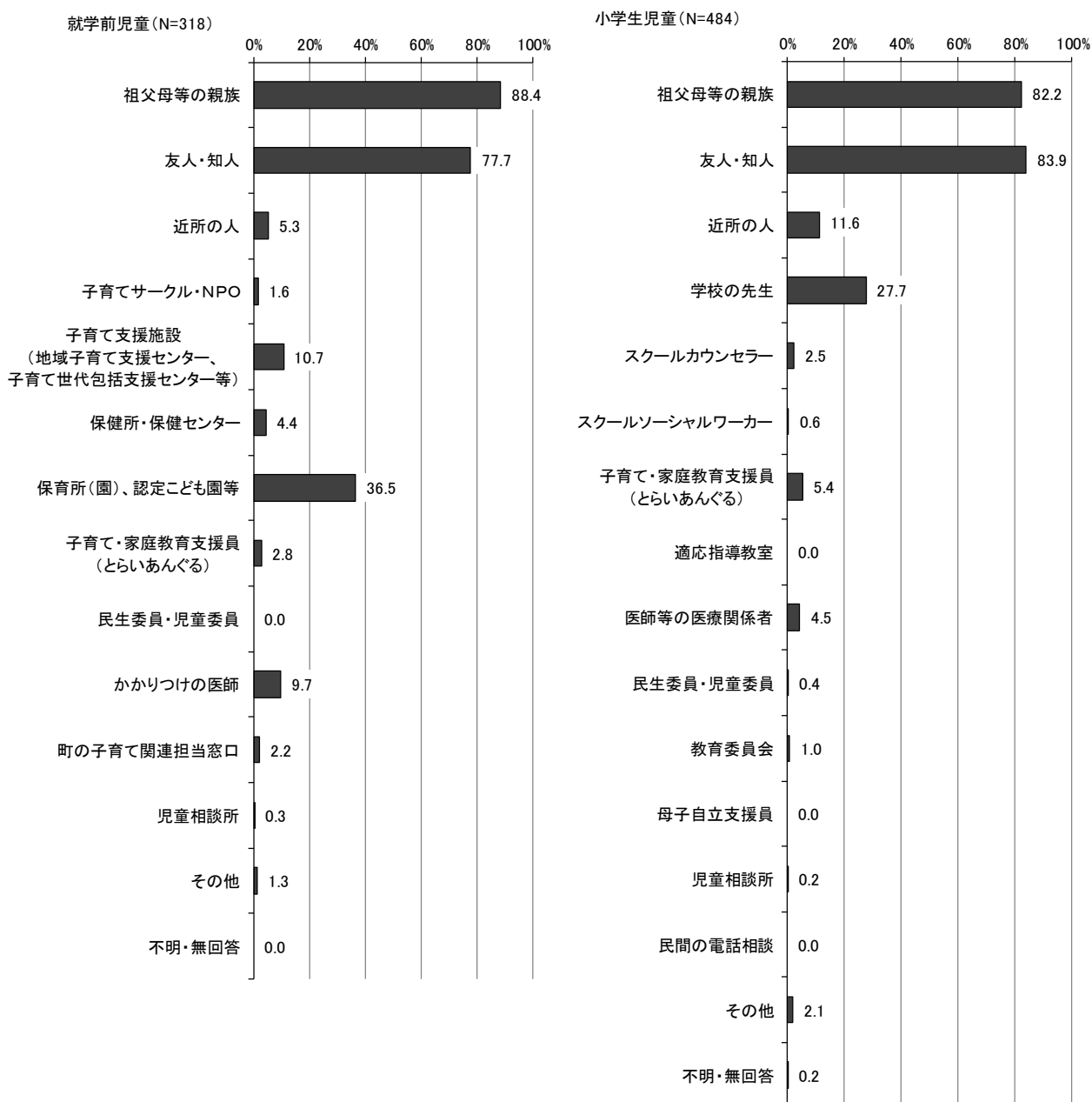
②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無<複数回答>

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童、小学生児童ともに約5割となっています。



③子育てに関して気軽に相談できる先〈複数回答〉

子育てに関して気軽に相談できる先についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」、「友人・知人」の割合が高くなっています。次いで、就学前児童では「保育所(園)、認定こども園等」、小学生児童では「学校の先生」が高くなっています。

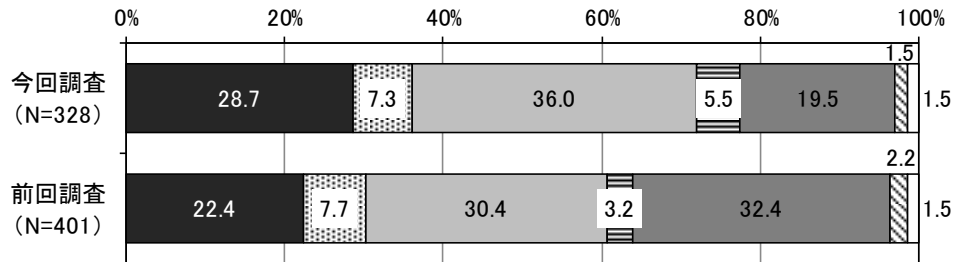


④保護者の現在の就労状況(母親)<単数回答>

母親の現在の就労状況について前回調査と比べると、就学前児童では「フルタイム」、「パート・アルバイト等」が高くなっており、「現在就労していない」が低くなっています。小学生児童では「フルタイム」が高くなっており、「現在就労していない」が低くなっています。

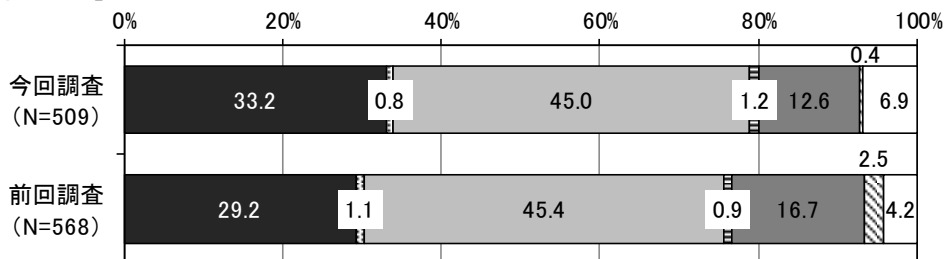
※「フルタイム」、「パート・アルバイト等」は、産休・育休・介護休業中の方を含みます。「現在就労していない」は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」を選んだ方を含みます。

【就学前児童】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▣これまで就労したことがない
- 不明・無回答

【小学生児童】

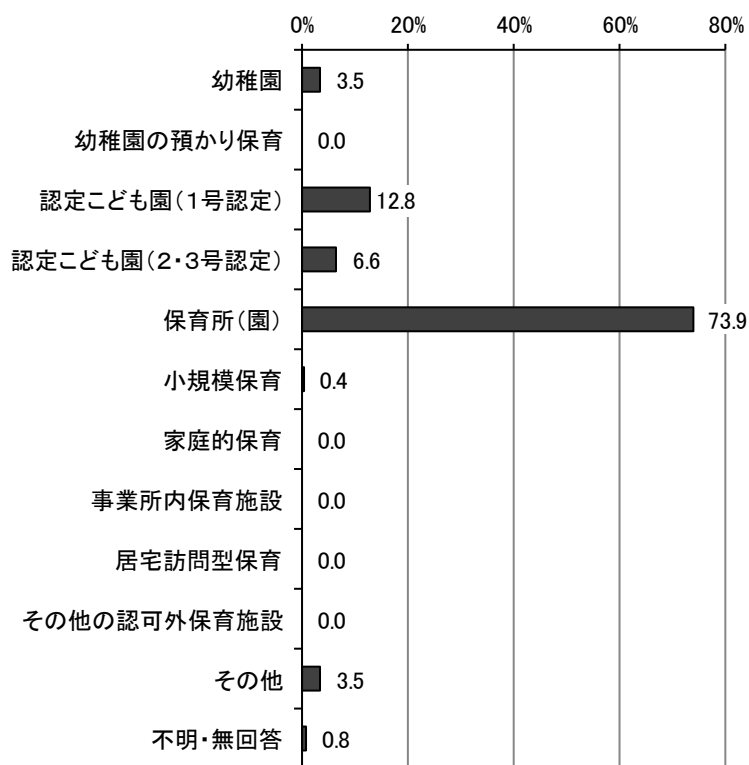


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▣これまで就労したことがない
- 不明・無回答

⑤平日に利用している事業について〈複数回答〉

現在、平日に利用している事業についてみると、「保育所（園）」が73.9%と最も高くなっており、次いで「認定こども園（1号認定）」、「認定こども園（2・3号認定）」が高くなっています。

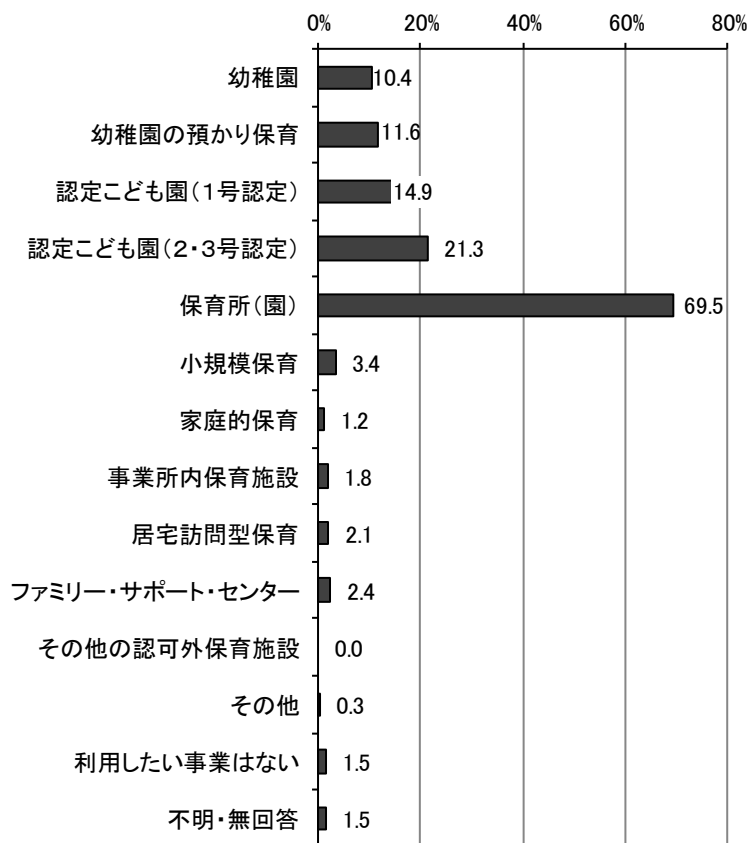
就学前児童(N=257)



⑥今後利用したい事業<複数回答>

今後利用したい事業についてみると、平日に利用している事業と比較して「保育所（園）」が69.5%と4.4ポイント低くなっており、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園（2・3号認定）」の割合が5ポイント以上高くなっています。

就学前児童(N=328)

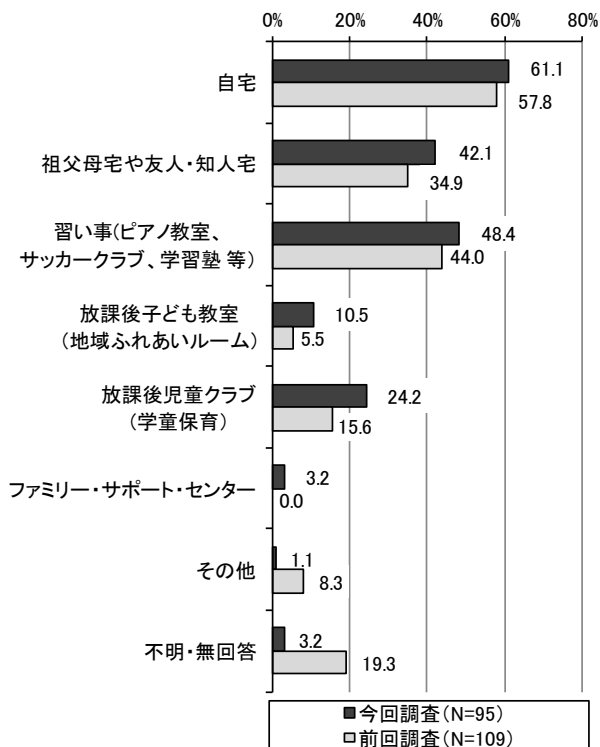


⑦小学校入学後、子どもを放課後の時間に過ごさせたいと思う場所(就学前5歳以上)

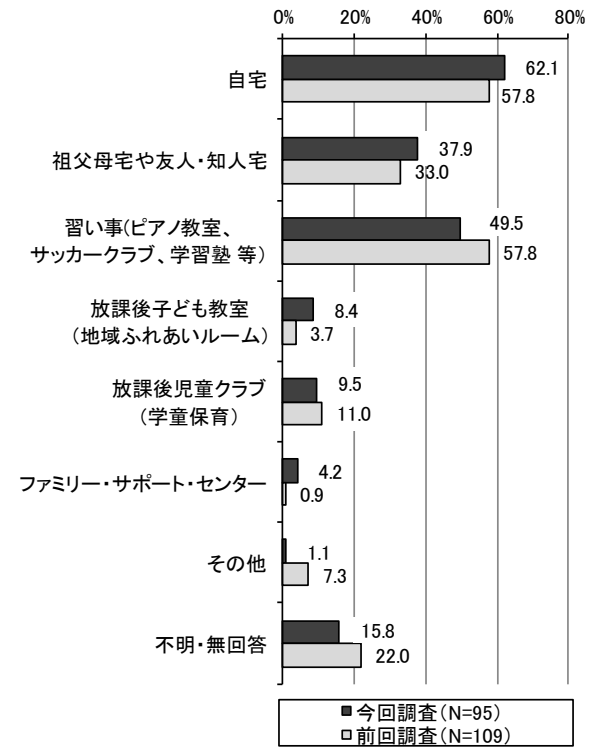
〈複数回答〉

小学校入学後、子どもを放課後の時間に過ごさせたいと思う場所について前回調査と比べると、小学校低学年においては「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ(学童保育)」が高くなっています。また、小学校高学年においては、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が低くなっています。

【就学前児童】小学校低学年(1~3年)

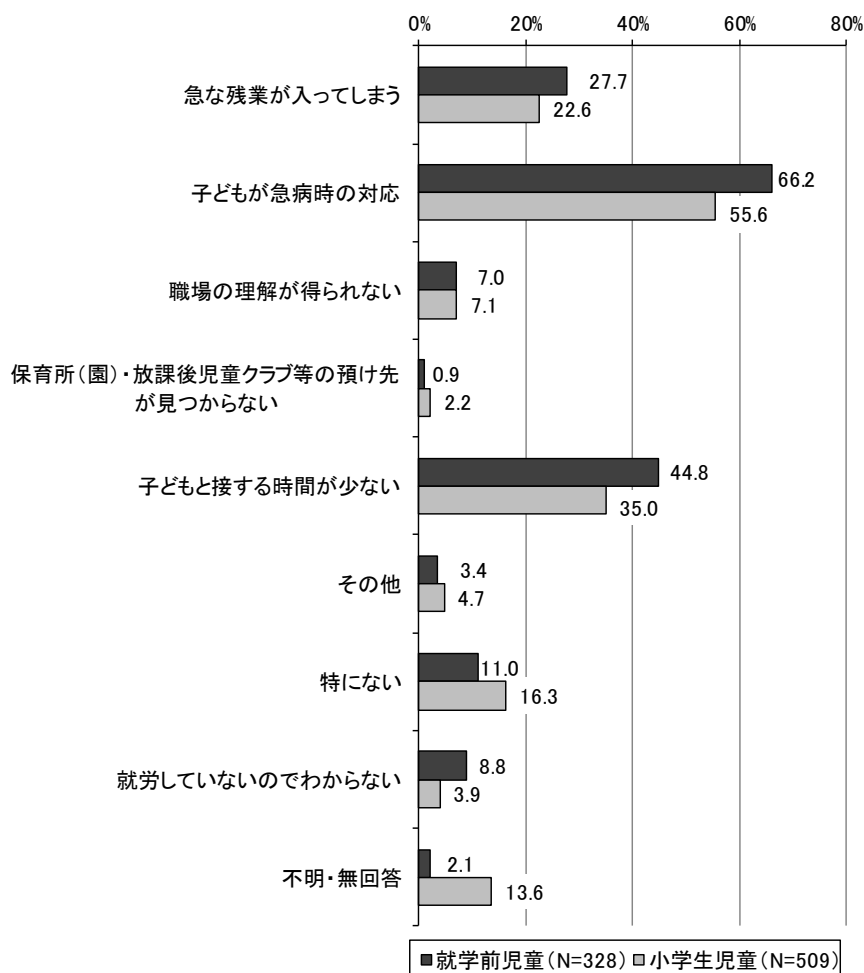


【就学前児童】小学校高学年(4~6年)



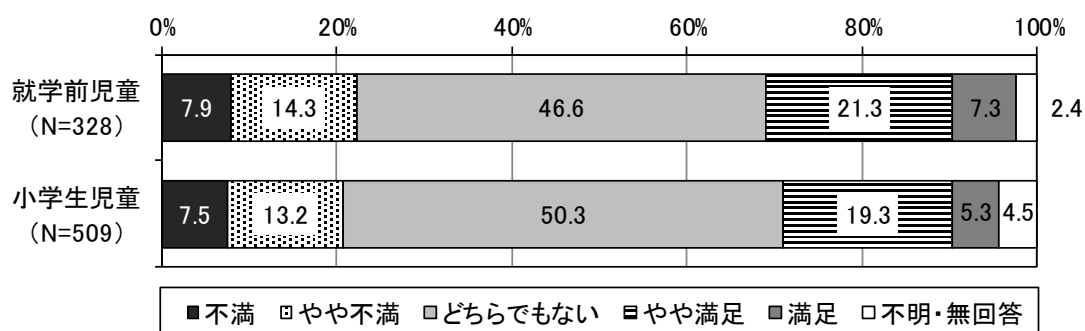
⑧仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること<複数回答>

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが急病時の対応」が最も高く、次いで、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」となっています。



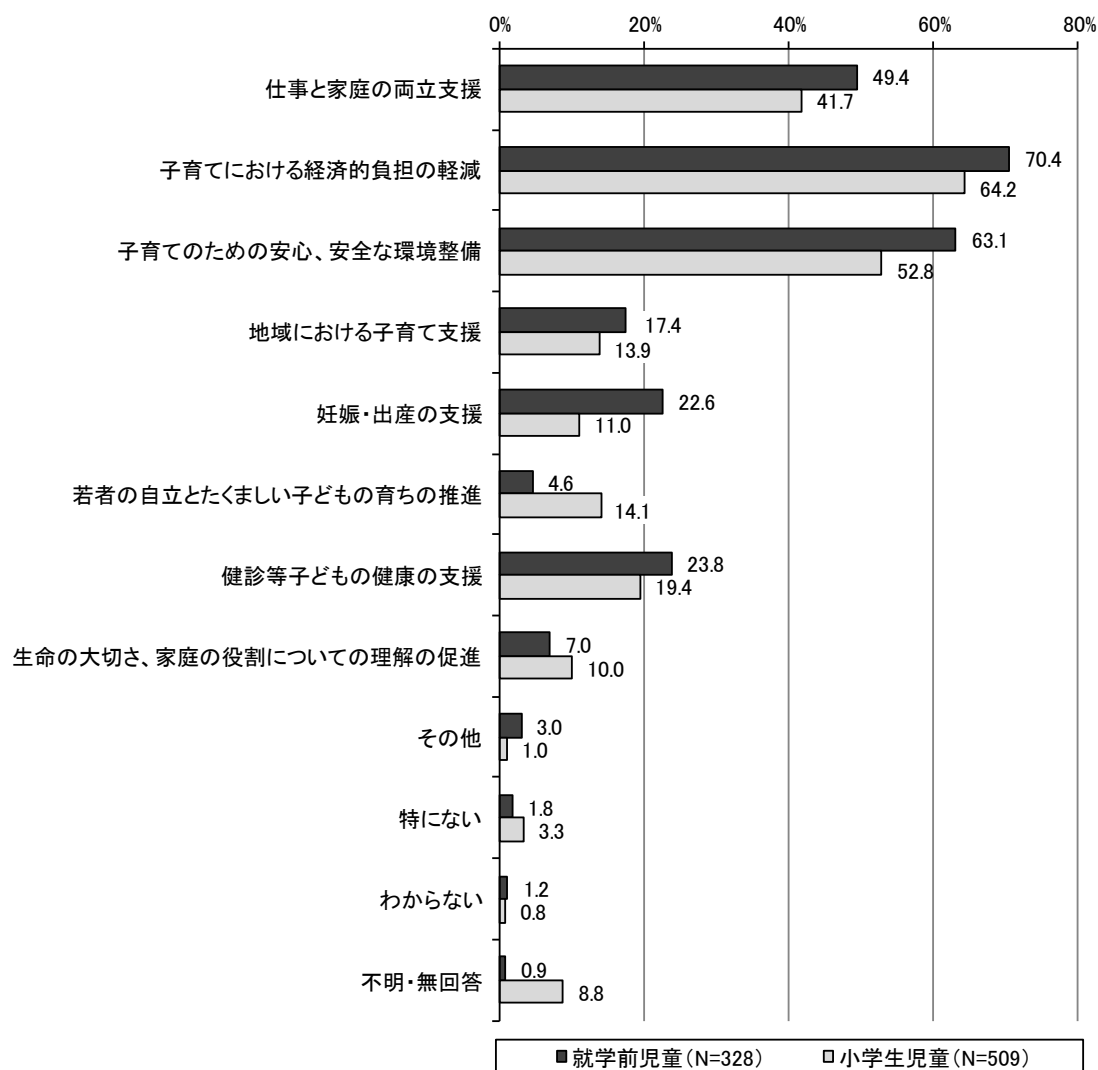
⑨居住地における子育ての環境や支援への満足度<単数回答>

居住地における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「どちらでもない」が最も高く、次いで「やや満足」が高くなっています。また、「満足」と「やや満足」の合計の方が、「不満」と「やや不満」の合計よりも高くなっています。



⑩望ましい子育て支援施策について<複数回答>

望ましい子育て支援施策についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も高く、次いで、「子育てのための安心、安全な環境整備」、「仕事と家庭の両立支援」となっています。



3 湯浅町子ども・子育て会議条例

平成 30 年 9 月 18 日条例第 18 号

湯浅町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、湯浅町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条 1 項各号に規定する事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事に従事する者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 町長は、委員に対し、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 61 年湯浅町条例第 1 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 湯浅町子ども・子育て会議委員名簿

所 属	氏 名	備 考
小中学校 PTA 連絡協議会	平成 30 年度 廣畑 佳伸	
	令和元年度 大向 伸正	
湯浅町民生児童委員協議会	山崎 安子	副会長
湯浅幼稚園	松下 瑞良	
ひまわり保育園	伊藤 和幸	
保育所保護者会連絡協議会	平成 30 年度 太田 有紀	
	令和元年度 垣内 博光	
湯浅町校長会	寺村 佳浩	会長
家庭教育支援チーム	上田 さとみ	
放課後児童クラブ	川口 貴生	
湯浅町役場 健康福祉課	～令和元年 10 月 27 日 中本 麻美	
	令和元年 10 月 28 日～ 伊藤 浩子	
公募委員	阪井 達夫	

敬称略・順不同

5 湯浅町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 31 年 3 月 1 日～15 日	ニーズ調査の実施
平成 31 年 3 月 22 日	第 1 回子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画について ・アンケート調査の概要・回収状況について
令和元年 7 月 11 日	第 2 回子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果の報告 ・団体ヒアリングの説明
令和元年 9 月 26 日	第 3 回子ども・子育て会議 ・骨子案の検討 ・教育・保育の無償化について
令和元年 11 月 29 日	第 4 回子ども・子育て会議 ・素案の検討
令和 2 年 2 月 20 日～27 日	パブリックコメントの実施

第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行・編集：湯浅町 教育委員会

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

TEL：0737-63-1111 FAX：0737-62-3601

子ども一人ひとりが輝き、
温かい心を育むまち 湯浅町

